

あいかわ子ども・子育てプラン(第3期)

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画(母子保健計画)

子どもの貧困対策推進計画



令和7年3月
愛川町

はじめに

わが国では、少子高齢化や人口減少の加速化に加えて、未曾有の新型コロナウイルスの出現により、社会情勢を始め、人々の価値観や行動が急速に変容しているなど、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、国は、令和5年4月に「子ども基本法」を施行し、すべての子どもが健やかに成長できる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子どもの権利を守る各種施策を総合的に進める整備を図るとともに、子どもや子育て家庭への支援を展開しております。



本町では、令和2年に「あいかわ子ども・子育てプラン（第2期）」を策定し、これまで官民が連携した中で、ソフト・ハードの両面から、子どもや子育て家庭のニーズに応じた、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

このたび、第2期計画の計画期間満了を受けて、第3期となる「あいかわ子ども・子育てプラン」を策定いたしました。

本計画では、これまでの取組みを継承しつつ、近年の子どもや若者を取り巻く環境の変化を踏まえた中で、少子化や家庭の多様化といった新たな社会情勢や課題に対応するための支援策を盛り込んでおります。

本計画の推進にあたり、「すべての子どもが希望を持ち、のびのびと育つ社会の実現」を目指し、「子どものしあわせと夢」「家庭の安らぎと楽しい子育て」「地域社会のやさしさ」の3つの視点を基本に、町や住民、企業、民間団体など、地域全体で連携し、子ども・子育て家庭を応援する環境づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、ご審議をいただきました「愛川町子ども・子育て会議」の委員皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

愛川町長 小野澤 豊

目次

第1部 序論（計画策定の背景）

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格と位置づけ	3
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進	5
第2章 子どもたちを取り巻く現状と課題	6
1. 愛川町の概況	6
2. 子育て環境の現況	11
3. 愛川町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	15
4. 第2期計画の教育・保育施設等の確保実績	27
5. 計画策定の課題	32

第2部 総論（計画の目標と基本方向）

第1章 計画の基本的な考え方	36
1. 計画の基本理念	36
2. 計画の基本的な視点	37
3. 計画の基本目標	38
4. 計画の体系	40

第3部 各論（基本計画）

第1章 施策の展開	42
1. 子育てをみんなで支える地域をつくる	42
2. 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる	47
3. 子どもがいきいきと成長できる環境をつくる	57
4. 子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる	63
5. 子ども、若者が安全に活動できるまちをつくる	67
6. 子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる（子どもの貧困対策推進計画） ...	72
第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）	77
1. 教育・保育提供区域の設定	77
2. 教育・保育の認定について	77
3. 「量の見込み」等を算出する項目	78
4. 人口推計について	79
5. 教育・保育の量の見込みと確保の方策	80
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	81
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	86

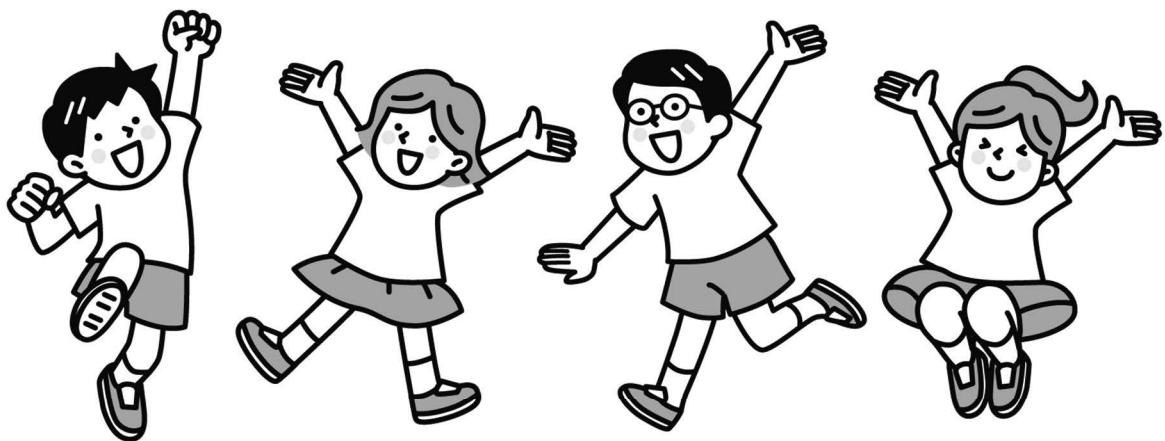
第4部 計画の推進

第1章 計画の推進体制	88
1. 計画推進・進行管理体制の整備	88
2. 関係機関相互の連携促進	88

資料 編

1. あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）策定経過	90
2. 子ども・子育て会議	91

第1部 序論（計画策定の背景）



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、少子化の進行による人口減少、地域のつながりの希薄化、核家族化等による子育て家庭の孤立化が課題となっています。また、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、多文化社会の到来、さらには、ライフスタイルの多様化により、子どもとその家族におけるニーズもますます多様化・複雑化する中、発達に不安がある子どもや児童虐待等の相談件数の増加など、支援が必要な子どもや子育て家庭に対しての対策が喫緊の課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートによる学習やSNSによる情報交換などのソーシャルメディアの利用機会が増加するなど、子どもや若者を取り巻く環境が急速に変化し、社会参加や人間関係形成の手段や形も変容するなど、新たな社会問題への対応が必要となっています。

そのような中、令和5年4月1日に、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が設立され、同時に子ども施策を総合的に推進するため、こども基本法（以下「法」という）が施行されました。法は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。

本町では平成17年に策定した「次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、平成27年度から新たな計画として「あいかわ子ども・子育てプラン（次世代育成支援行動計画・子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、2期10年間にわたり、子どもがみんなに愛され、健やかにたくましく成長できるまちづくりを進めてきました。

このたび、現行の第2期計画の計画期間が令和6年度で終了となることから、引き続き計画的に子育て施策を推進するため「あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）（子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画・母子保健計画・子どもの貧困対策推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

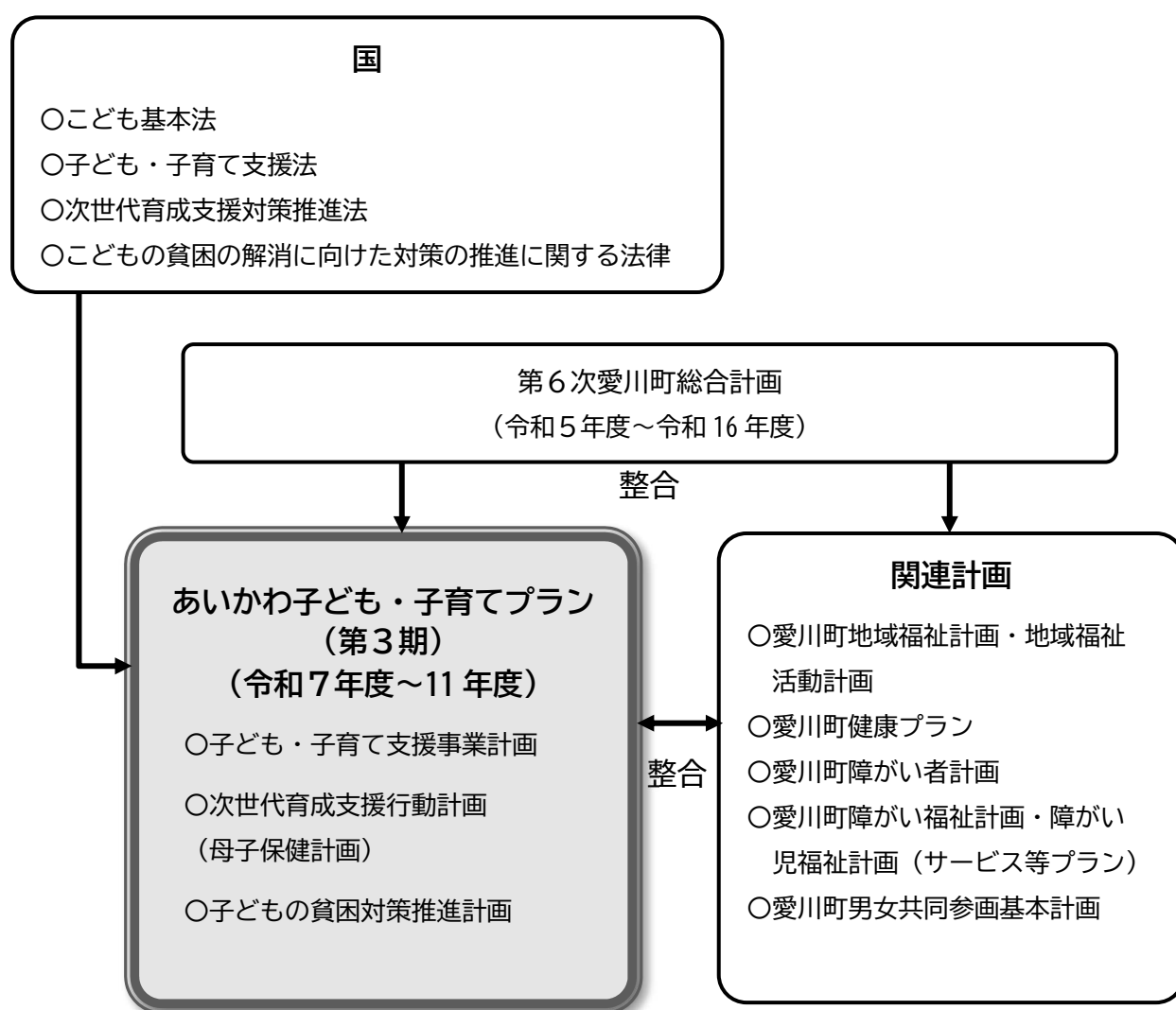
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、本町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。また、第 2 期計画と同様、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うための「母子保健計画」や、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」を包含します。

なお、計画の策定にあたっては、本町の上位計画である「第 6 次愛川町総合計画」をはじめ、関連計画との整合を図ります。



3. 計画の対象

本計画は、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。

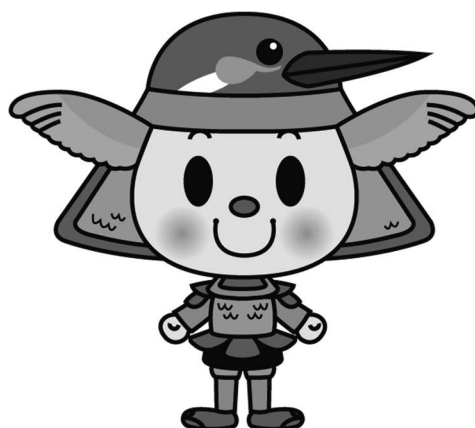
主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね 20 歳までの子ども・若者とその家庭とします。それらに加え、「子ども」に関わる全ての主体（町民、各種機関・団体、民間企業等）に働きかけを行うものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
	第 1 期														
						第 2 期									
											第 3 期				



5. 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

SDGs は、「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取組みが示されています。

本計画においても、子どもに関する様々な施策の推進を通じ、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現を推進していきます。



第2章 子どもたちを取り巻く現状と課題

1. 愛川町の概況

(1) 位置・地勢

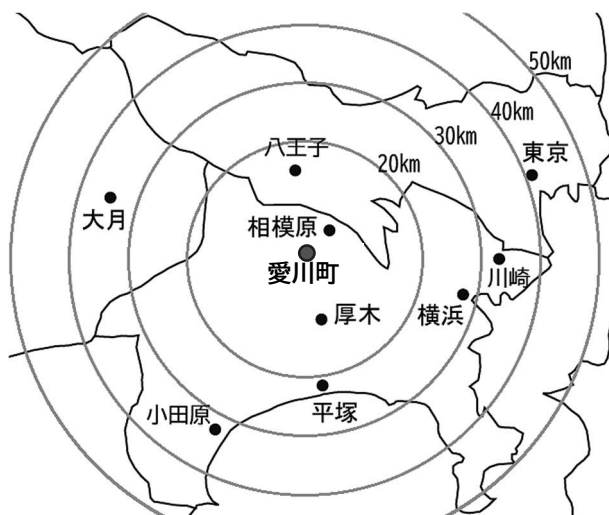
本町は、神奈川県の中北部に位置し、東西約 10km、南北約 6.7km の中央部がくびれた“ひょうたん型”の総面積 34.28k㎡の町です。

首都東京から 50km 圏内、県庁所在地横浜市から 30km 圏内の位置にあり、東と北は相模原市、西は清川村、南は厚木市に接しています。

町域の約 4 割を山林が占め、地形は山地、台地、低地に分けられ、西に丹沢山塊東端の標高 747m の仏果山を最高峰とする山陵が連なり、北の三増峠や南の八菅山など標高 200m から 300m のゆるやかな丘陵が町の西側を取り囲むように続いています。町の中央に丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、中津川と町の東端を流れる相模川に挟まれた中央部から東部にかけて、標高 100m 前後の台地が広がっています。

土地利用をみると、南部には県内陸工業団地が立地し、中央部は主に住宅地、北部は山林に囲まれた農地・住宅地となっています。

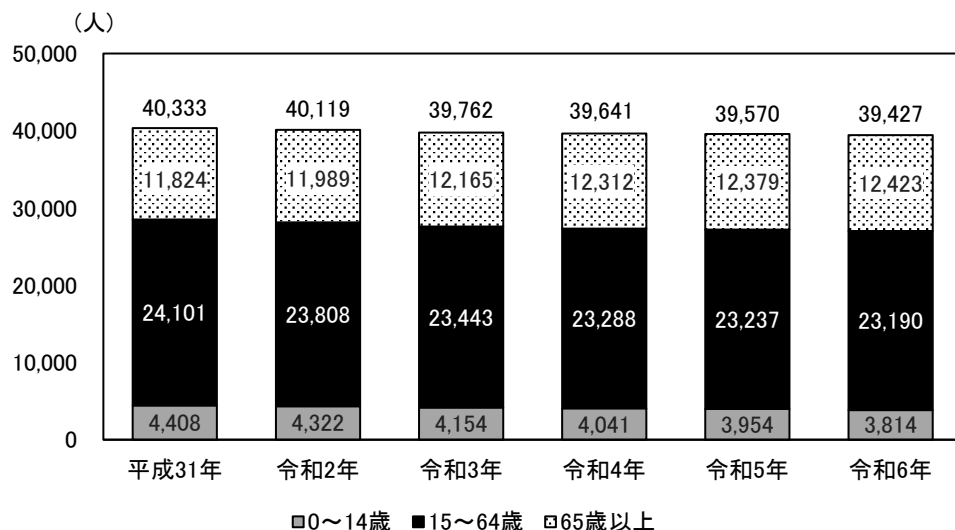
町北西部中津川上流に位置する宮ヶ瀬ダムには、ダム直下に「県立あいかわ公園」が位置しており、周辺地域は首都圏近郊の観光・レクリエーション拠点となっています。



（２）総人口と年齢３区分別人口の推移

本町の総人口を見ると、年々減少傾向にあり、令和６年の総人口は 39,427 人となっています。年齢３区分別を見ると、65 歳以上の高齢者人口が増加している一方、0～14 歳及び 15～64 歳の人口は毎年減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

図 総人口・年齢３区分別人口の推移

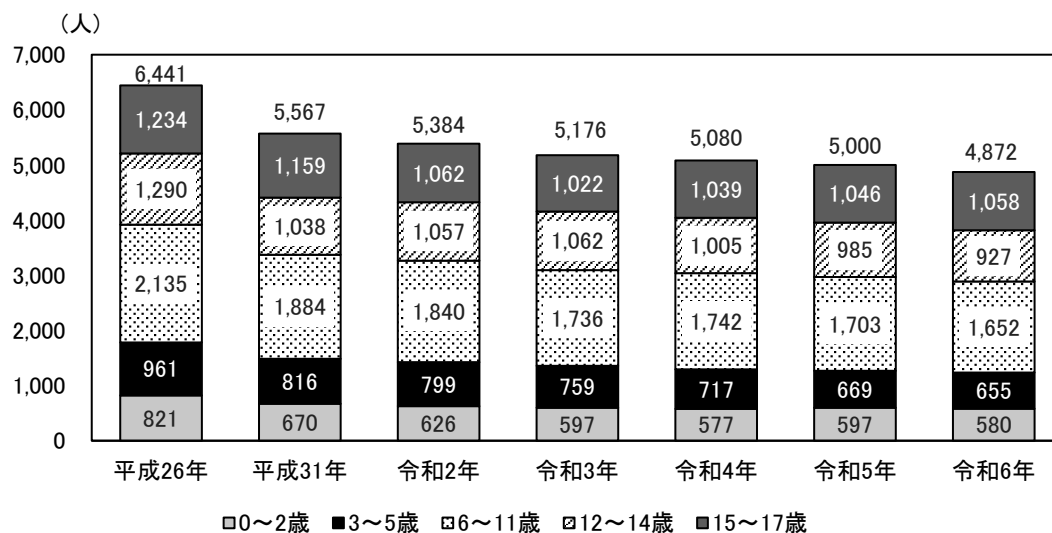


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（３）子どもの人口の推移

子どもの人口の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和６年の子どもの人口は 4,872 人となっています。

図 子どもの人口の推移

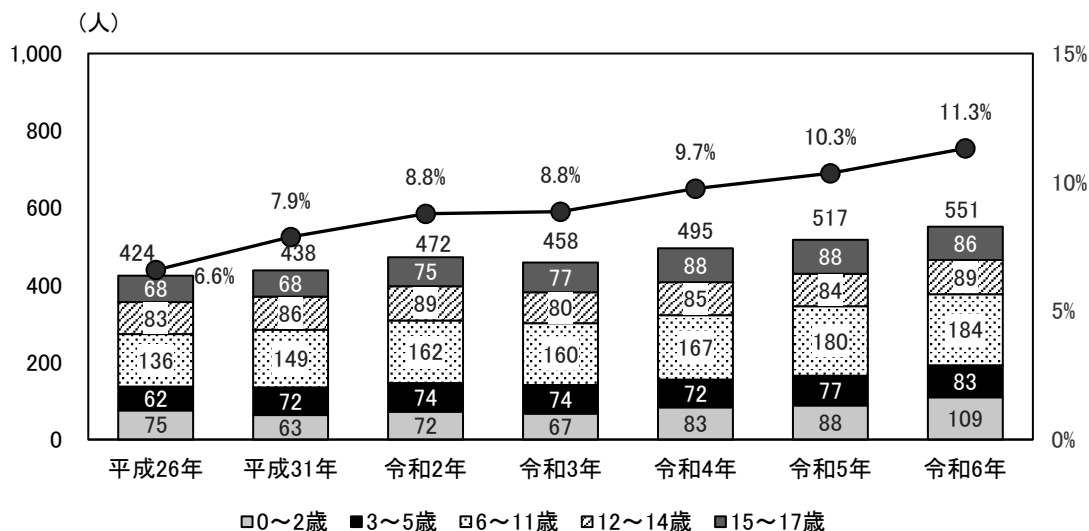


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

(4) 外国籍児童の推移

外国籍児童の推移を見ると、児童数はコロナ禍の令和3年を除いて、増加傾向にあり、本町の子どもの人口に占める外国籍児童の割合についても年々増加しています。令和6年現在、外国籍児童数は551人、11.3%となっています。

図 外国籍児童の推移

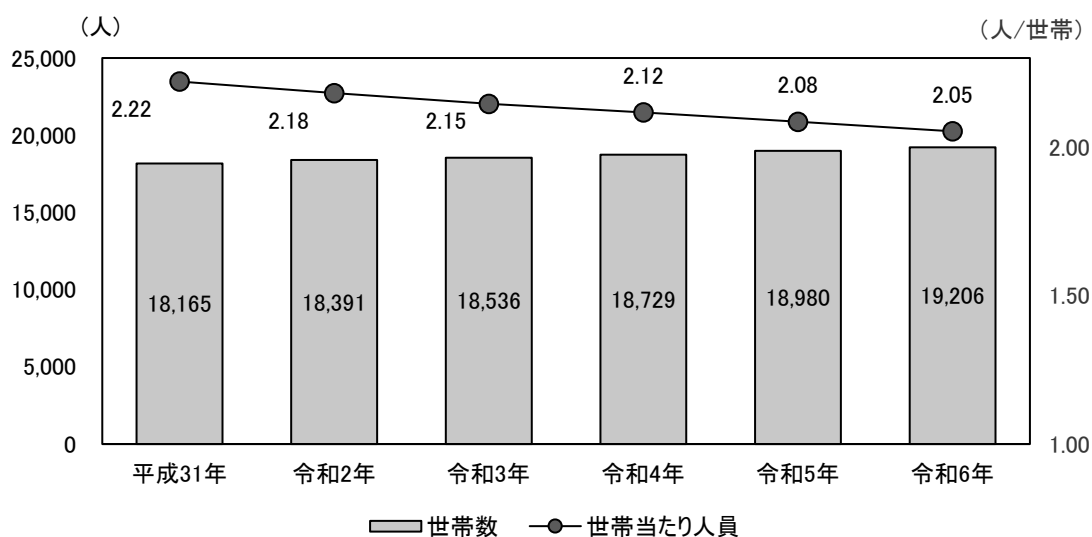


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(5) 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、年々増加傾向となっていますが、世帯当たり人員は年々減少し、令和6年では2.05人と核家族化が進行しています。

図 世帯数・世帯当たり人員の推移

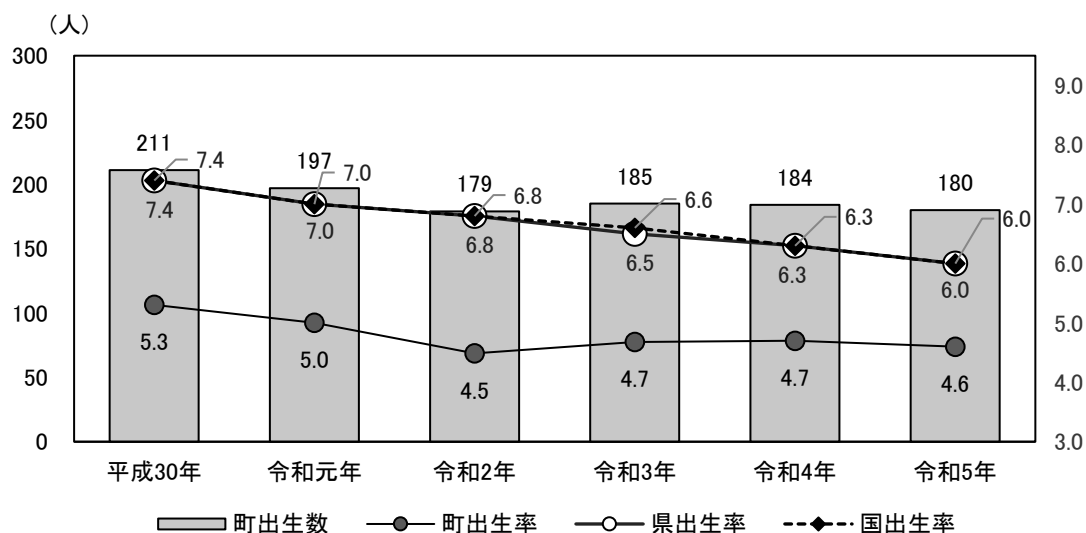


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（６）出生数と出生率の動向

出生数は減少傾向にあります。人口千人当たりの出生率についても減少傾向にあり、平成30年では5.3人となっていたものが、令和5年は4.6人となっています。また、県や国の出生率の平均と比較すると、いずれも低い水準で推移しています。

図 出生数と出生率の推移及び国・県平均との比較

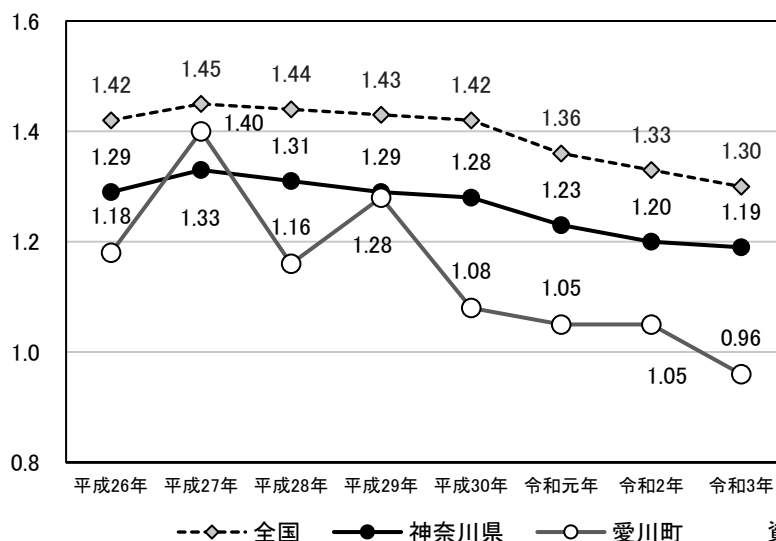


資料：（神奈川県・国）厚生労働省人口動態統計、（愛川町）統計あいかわ
（出生率：人口千人当たり）

（７）合計特殊出生率の推移

未婚化・晩婚化の傾向等による、合計特殊出生率の低下が見られます。本町では、合計特殊出生率は、毎年増減を繰り返して推移していましたが、平成29年以降減少を続けており、コロナ禍であった令和3年は0.96と1を下回っています。また、県の平均と比較すると平成28年以降、国の平均と比較するといずれの年も下回っています。

図 合計特殊出生率（国・県・愛川町）

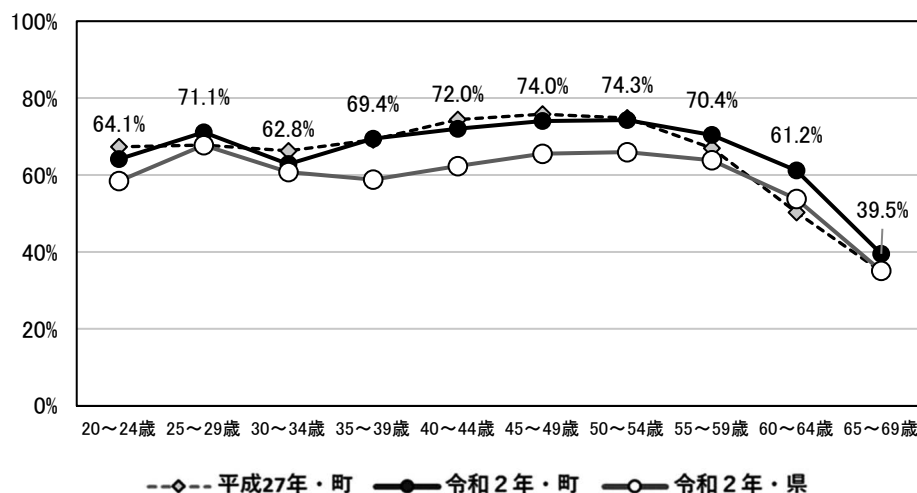


資料：神奈川県衛生統計年報

（８）女性の就労状況

女性の就労状況について、平成 27 年と令和 2 年の女性の就業率を比較すると、25～29 歳と 55 歳以上を除いて、令和 2 年が若干低くなっていますが、県の平均と比較すると、高く、本町の女性の就労割合は高い状況です。

図 女性の就業率（県・愛川町比較）

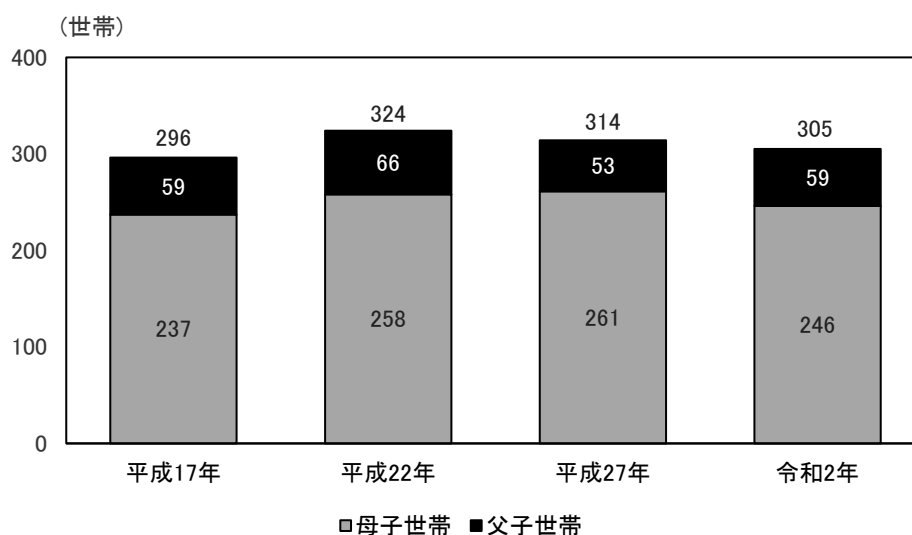


資料：国勢調査

（９）母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯の推移を見ると、母子・父子世帯ともに横ばい状況です。令和 2 年現在、母子世帯 246 世帯、父子世帯 59 世帯となっています。

図 母子・父子世帯の推移



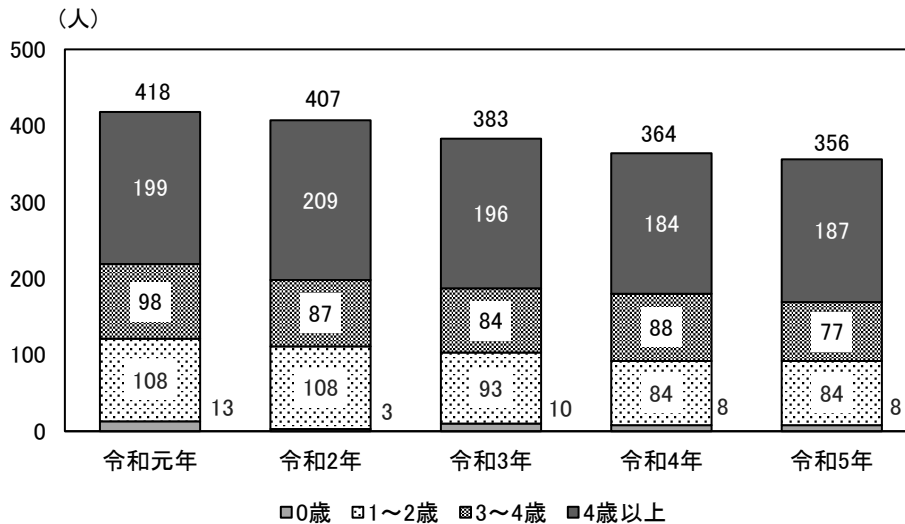
資料：国勢調査

2. 子育て環境の現況

(1) 保育園の状況

本町の保育園数は6園です。年齢別の保育園児数は、いずれの年齢においても5年間で減少しています。

図 保育園年齢別園児数の推移

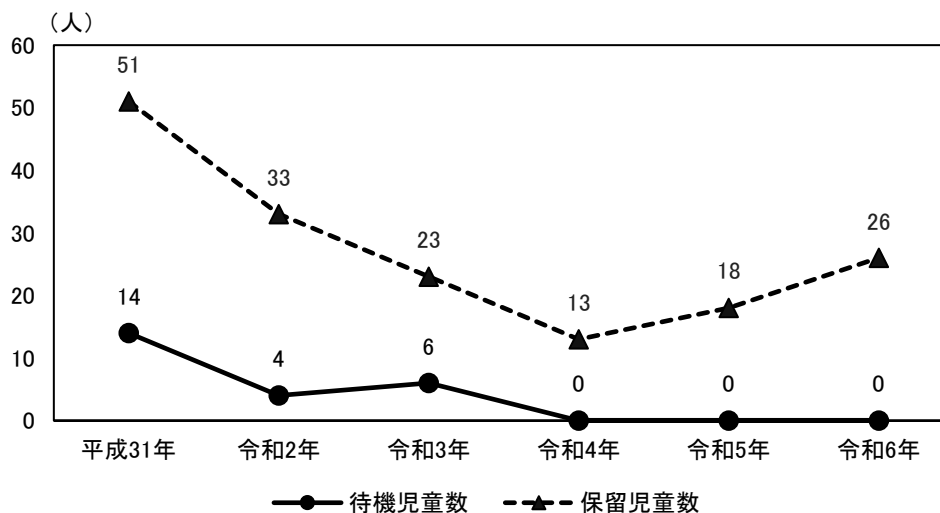


資料：統計あいかわ（各年5月1日）

(2) 待機児童数、保留児童数の状況

民間保育施設の受け入れ枠の拡大等により、令和4年以降、待機児童数は0となっています。また、保留児童数は、令和6年では26人となっています。

図 待機児童数、保留児童数の推移



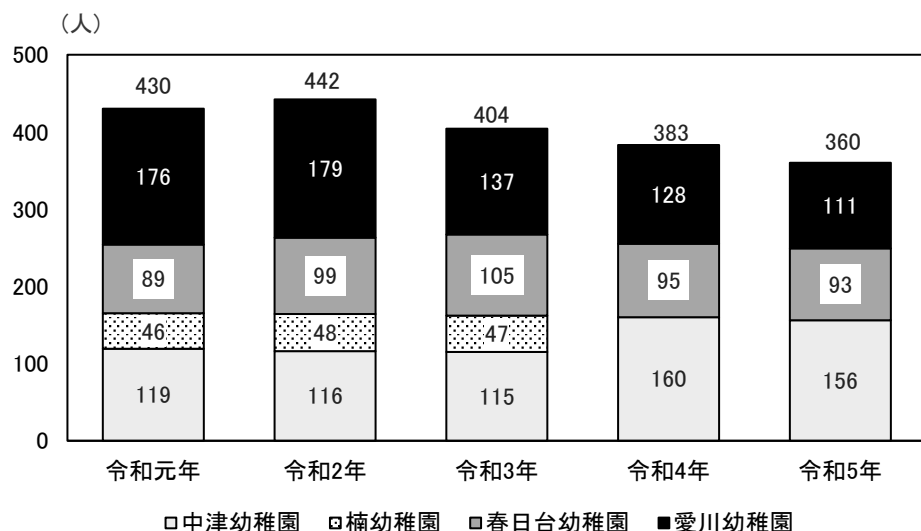
資料：神奈川県市町村の待機児童（各年4月1日）

注 保留児童数とは、求職活動中などの理由で、入所できていない児童の数。

（３）幼稚園・認定こども園の状況

本町には認定こども園２園、幼稚園１園が立地しています。その園児数は、年々減少傾向にあり、令和５年では３６０人となっています。

図 幼稚園・認定こども園在園児童数の推移



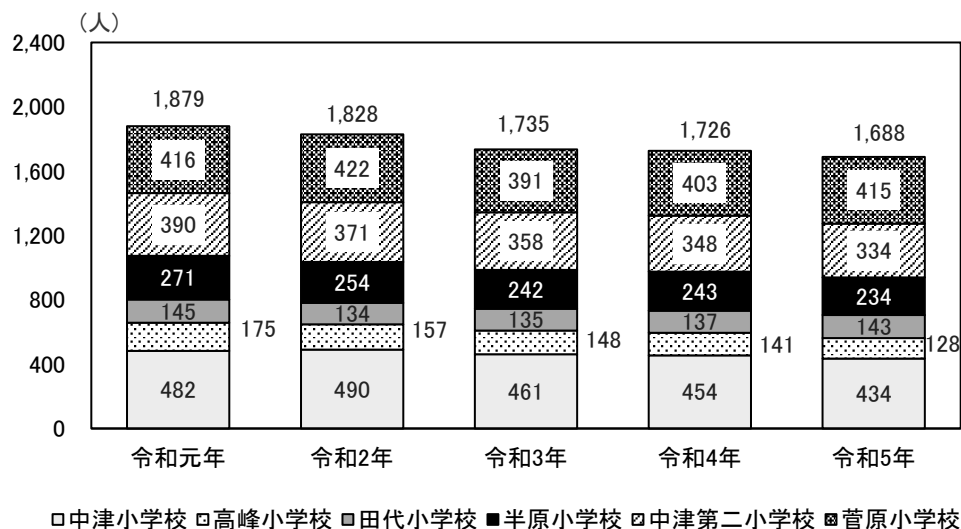
資料：統計あいかわ（各年５月１日）

注：中津幼稚園は令和４年度から認定こども園へ移行。楠幼稚園は令和４年３月に閉園。

（４）小学校の状況

本町の小学校数は６校です。その児童数は、年々減少傾向にあり、令和５年では１,６８８人となっています。

図 小学校別児童数の推移

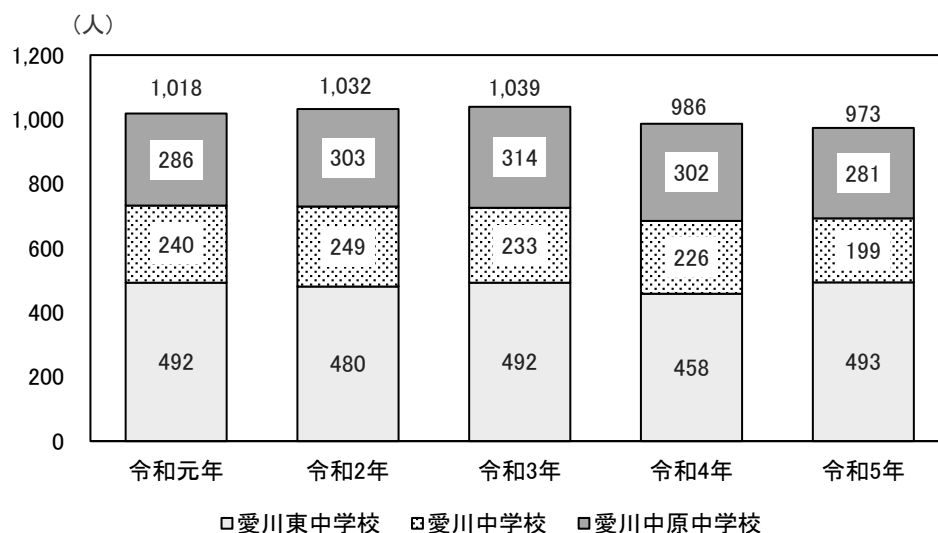


資料：統計あいかわ（各年５月１日）

（５）中学校の状況

本町の中学校数は３校です。その生徒数は、令和３年以降減少しており、令和５年では９７３人となっています。

図 中学校別生徒数の推移

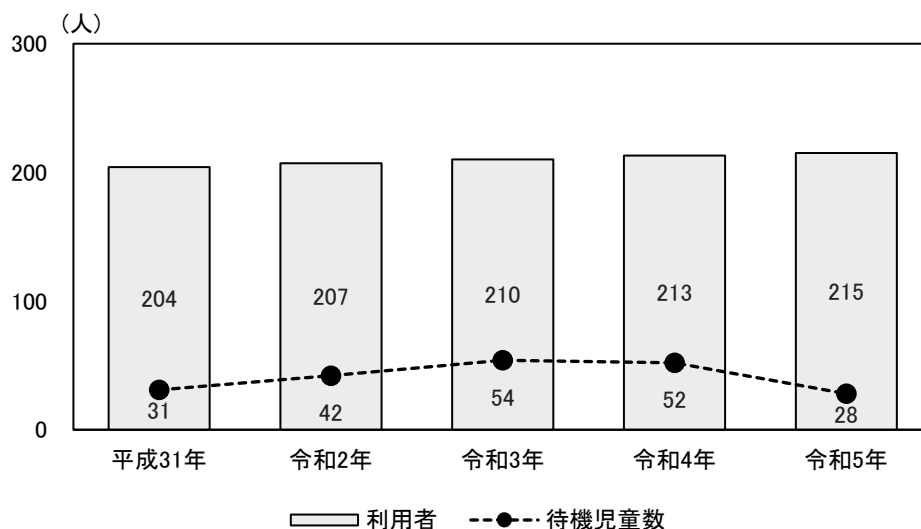


資料：統計あいかわ（各年５月１日）

（６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和５年では２１５人となっています。また、待機児童数は、２８人となっています。

図 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用者数、待機児童数の推移

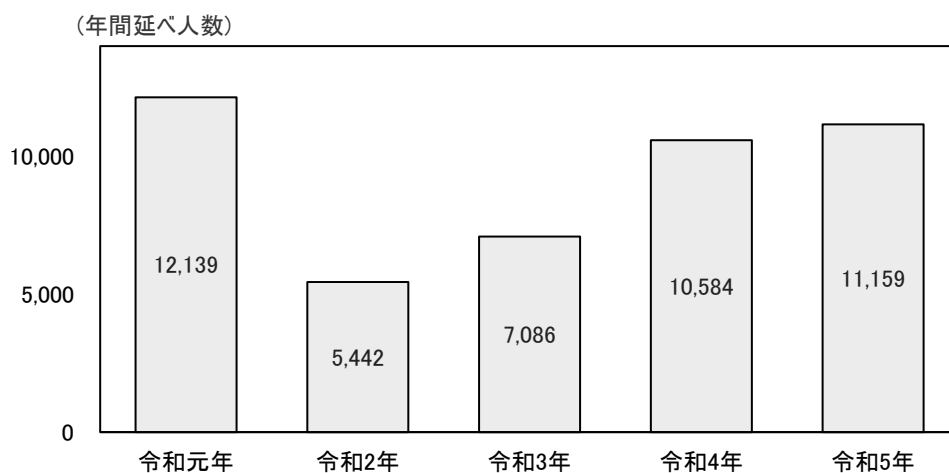


資料：生涯学習課（各年４月１日現在）

(7) かわせみ広場の状況

町内の児童館・公民館を開放し、放課後の安全で安心の遊び場となっている「かわせみ広場」の利用者数は、令和5年では延べ11,159人となっています。

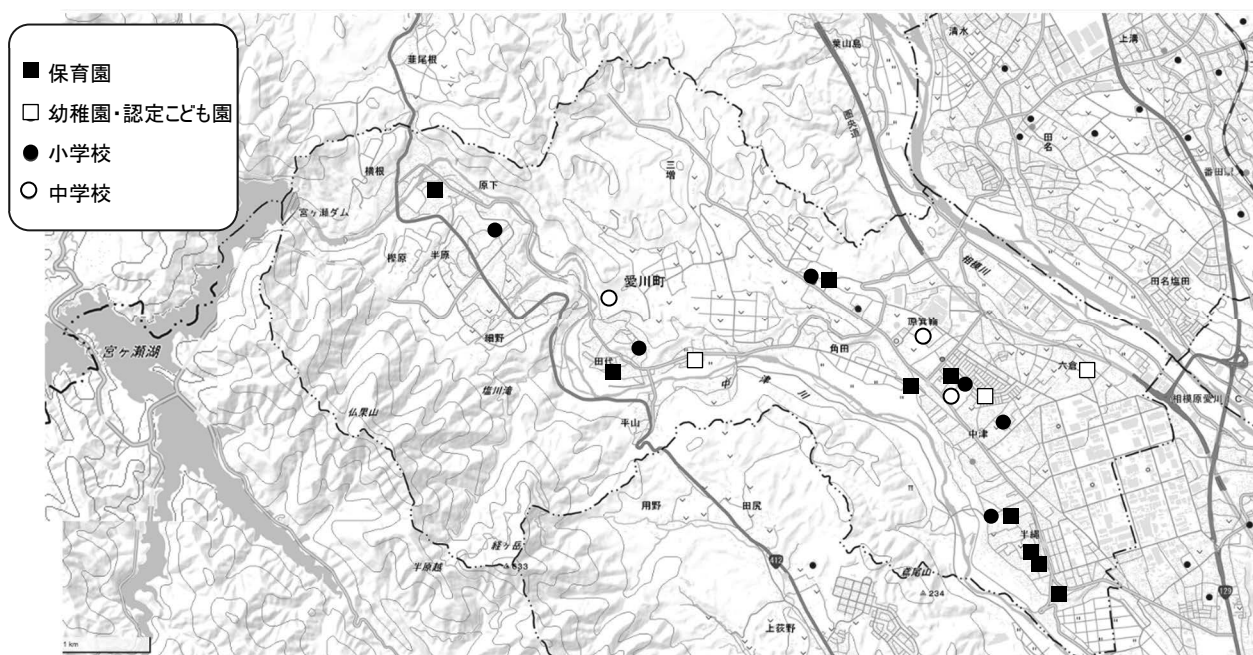
図 かわせみ広場利用者数の推移



注 令和元年より小学校かわせみ広場（1校）開始。令和3年より小学校かわせみ広場3校に拡大。
令和2年、令和3年はコロナによる閉所期間あり。

資料：生涯学習課

図 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校位置図



出典：国土交通省 不動産情報ライブラリ (<https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>)

国土地理院 地理院地図

3. 愛川町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、子どもの教育、保育、子育てサービスの利用実態や今後の利用希望を把握することを目的にアンケート調査を行いました。

②調査の設計

◇調査地域：愛川町全域

◇調査対象：[保護者調査] 町内住民登録者のうち、中学3年生までの子どもの保護者
[子ども調査] 小学4年生以上中学3年生以下の子ども

◇実施方法：住民基本台帳から無作為抽出

◇調査期間：令和6年2月1日から2月29日まで

◇実施方法：郵送配布。郵送又はインターネットによる回答（無記名式）

③回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率	備考
保護者調査				
小学3年生以下の児童の保護者	660	281	42.6%	紙回答：192 Web 回答：89
小学4年生以上中学3年生以下の児童及び生徒の保護者	540	160	29.6%	紙回答：102 Web 回答：58
保護者調査計	1,200	441	36.8%	紙回答：294 Web 回答：147
子ども調査				
小学4年生以上中学3年生以下の児童及び生徒	540	123	22.8%	紙回答：123 Web 回答：0

④注意点

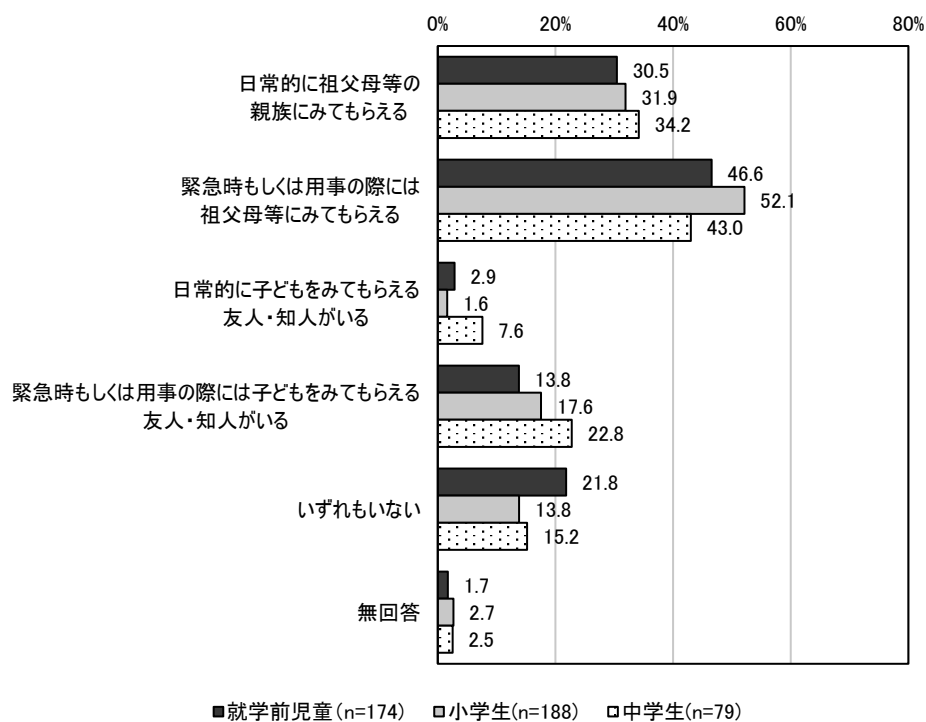
1. 回答は各設問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
2. 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。

(2) 調査結果の概要

〔保護者調査〕

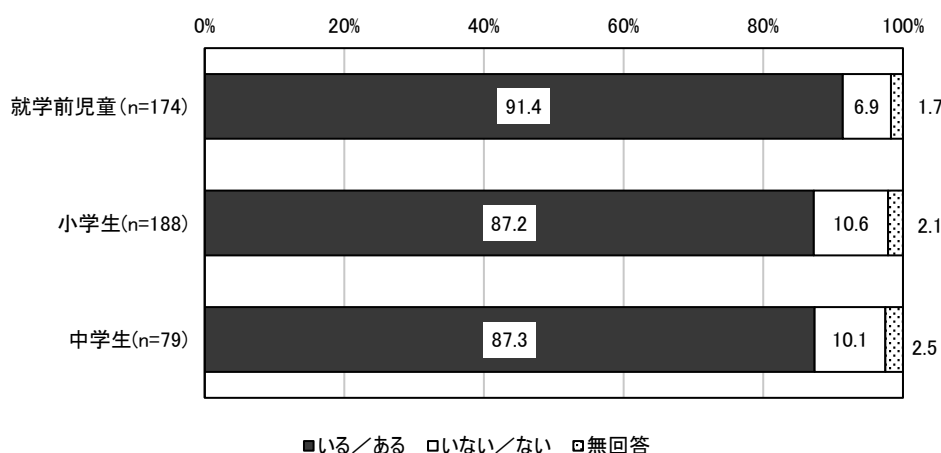
①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

就学前児童・小学生・中学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が最も高くなっています。また、「いずれもない」が就学前児童で 21.8%、小学生で 13.8%、中学生で 15.2%となっています。



②子育てをする上で相談相手や相談できる場所の有無について

「いる/ある」が、就学前児童で 91.4%、小学生では 87.2%、中学生で 87.3%となっています。



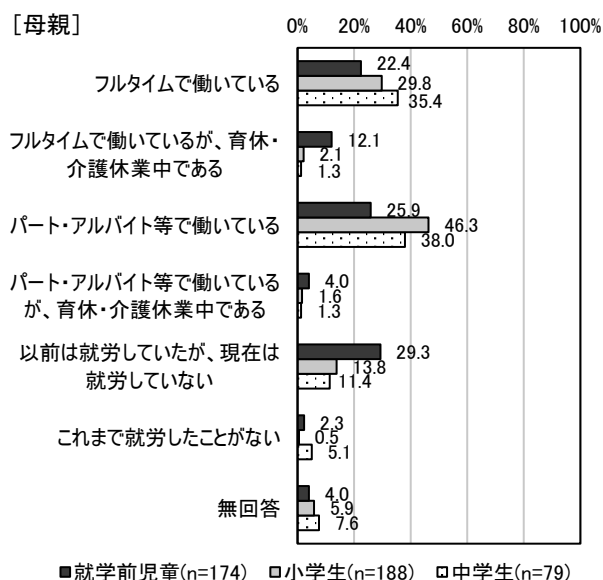
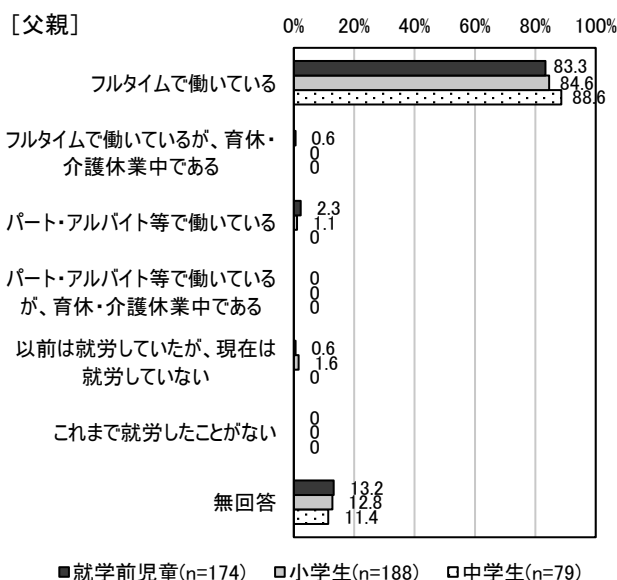
③保護者の就労状況について

【現在の就労状況と希望する就労状況】

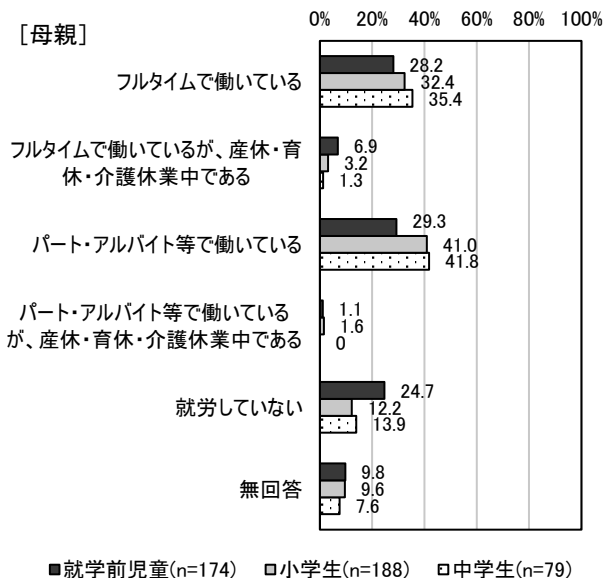
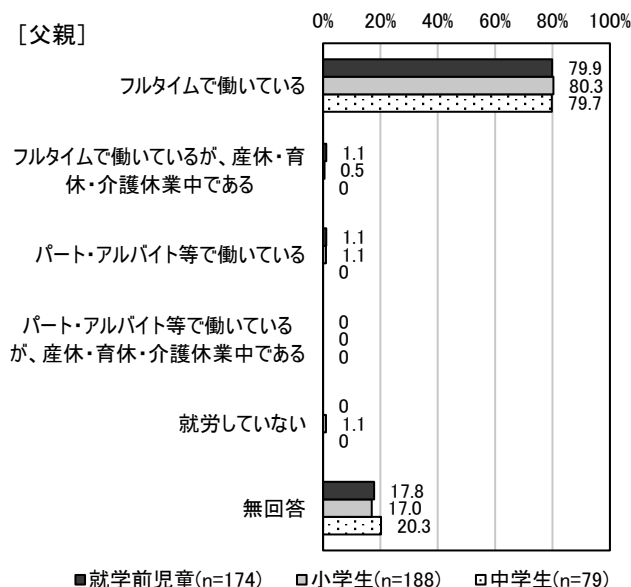
父親は児童・生徒のいずれでも「フルタイムで働いている」割合が8割を超えていますが、母親は、「フルタイムで働いている」は、就学前児童では22.4%、小学生で29.8%、中学生では35.4%と就業率が上昇し、「パート・アルバイト等で働いている」は、小学生で46.3%となっています。また、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が29.3%と高い状況です。

1年以内の希望については、母親は「フルタイムで働いている」が現在の割合より高くなっています。

○現在の就労状況

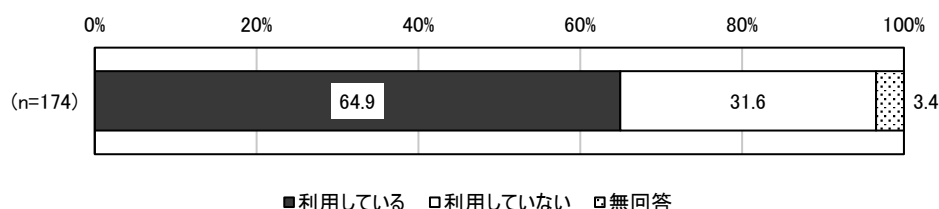


○希望する就労状況（1年以内）



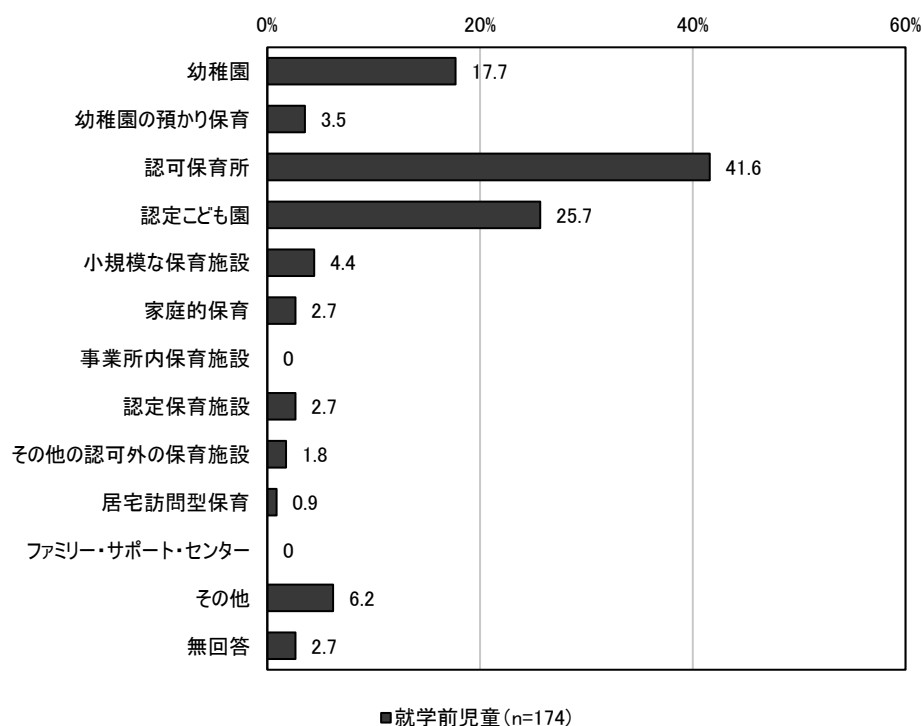
④「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無について（就学前児童のみ）

幼稚園や保育園等の「定期的な教育・保育の事業」を「利用している」が 64.9%と、「利用していない」の 31.6%を上回っています。前回調査（就学前のみ）では、「利用している」が 56.8%で、今回の調査では約 8 ポイント高くなっています。



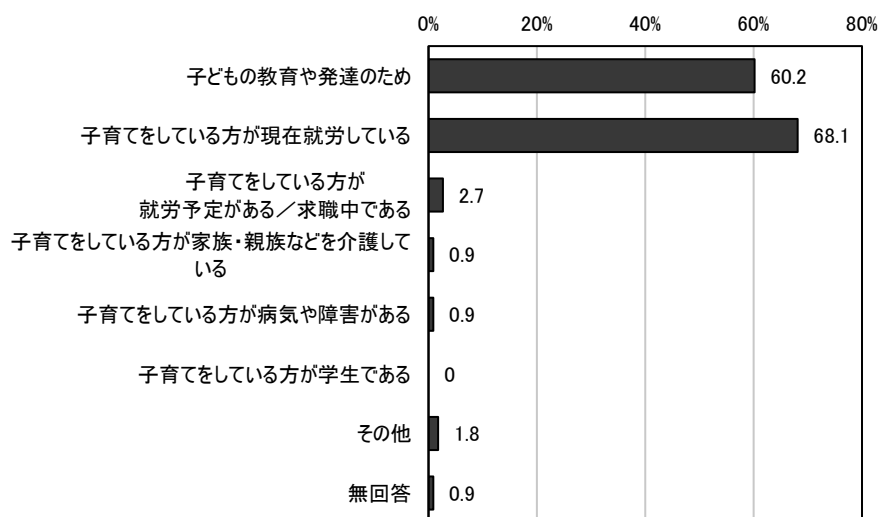
⑤平日利用している主な教育・保育事業について（就学前児童のみ）

「認可保育所（町立保育園等）」が 41.6%と最も高く、次いで「認定こども園」が 25.7%となっています。前回調査（就学前のみ）でも、最も高い事業は「認可保育所」49.2%でしたが約 8 ポイント減少しています。また、中津幼稚園が、幼稚園から認定こども園に移行したため、「認定こども園」が前回 14.3%から 25.7%と高くなっています。



⑥平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由について（就学前児童のみ）

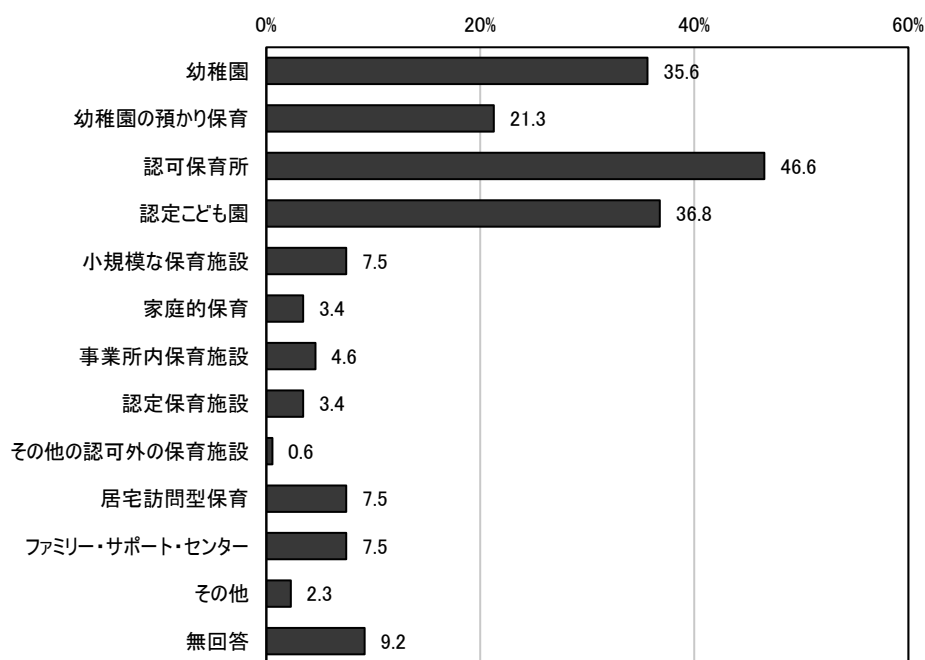
「子育てをしている方が現在就労している」が68.1%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が60.2%となっています。前回調査（就学前のみ）に引き続き、「現在就労している」が「子どもの教育や発達のため」よりも多くなっています。



■就学前児童 (n=174)

⑦平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業（就学前児童のみ）

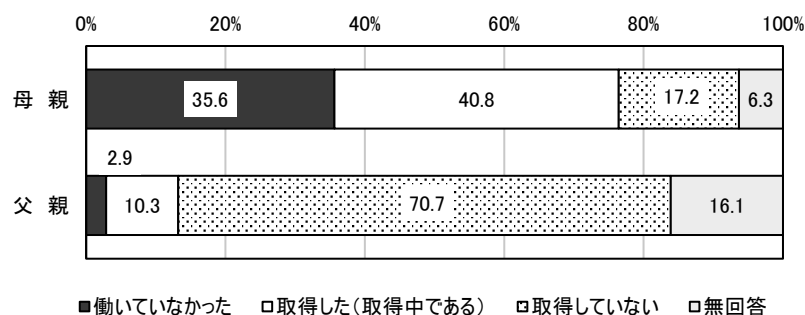
「認可保育所（町立保育園等）」が最も高く46.6%となっており、次いで「認定こども園」が36.8%、「幼稚園」35.6%となっています。前回調査と比較すると、「幼稚園」の割合が低下しています。



■就学前児童 (n=174)

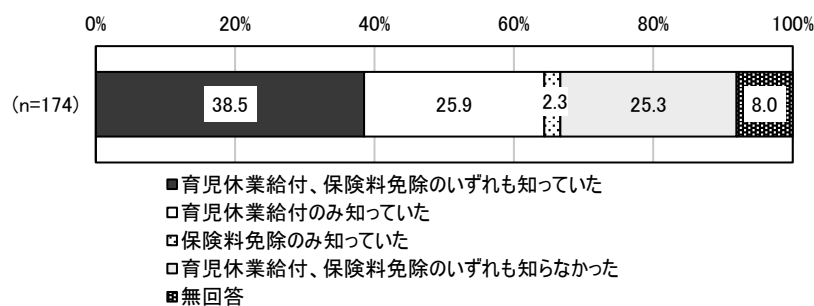
⑧子どもが生まれた時の育児休業の取得状況について（就学前児童のみ）

「取得した（取得中である）」が、母親では40.8%、父親では10.3%となっています。前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が母親・父親ともに増加しています。また、母親が「働いていなかった」は、前回52.3%から35.6%に大きく低下しています。



⑨子どもが生まれた時の育児休業給付、保険料免除の認知度について（就学前児童のみ）

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が最も高く38.5%、次いで「育児休業給付のみ知っていた」が25.9%となっています。前回調査と比較すると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が10ポイント以上低下しています。

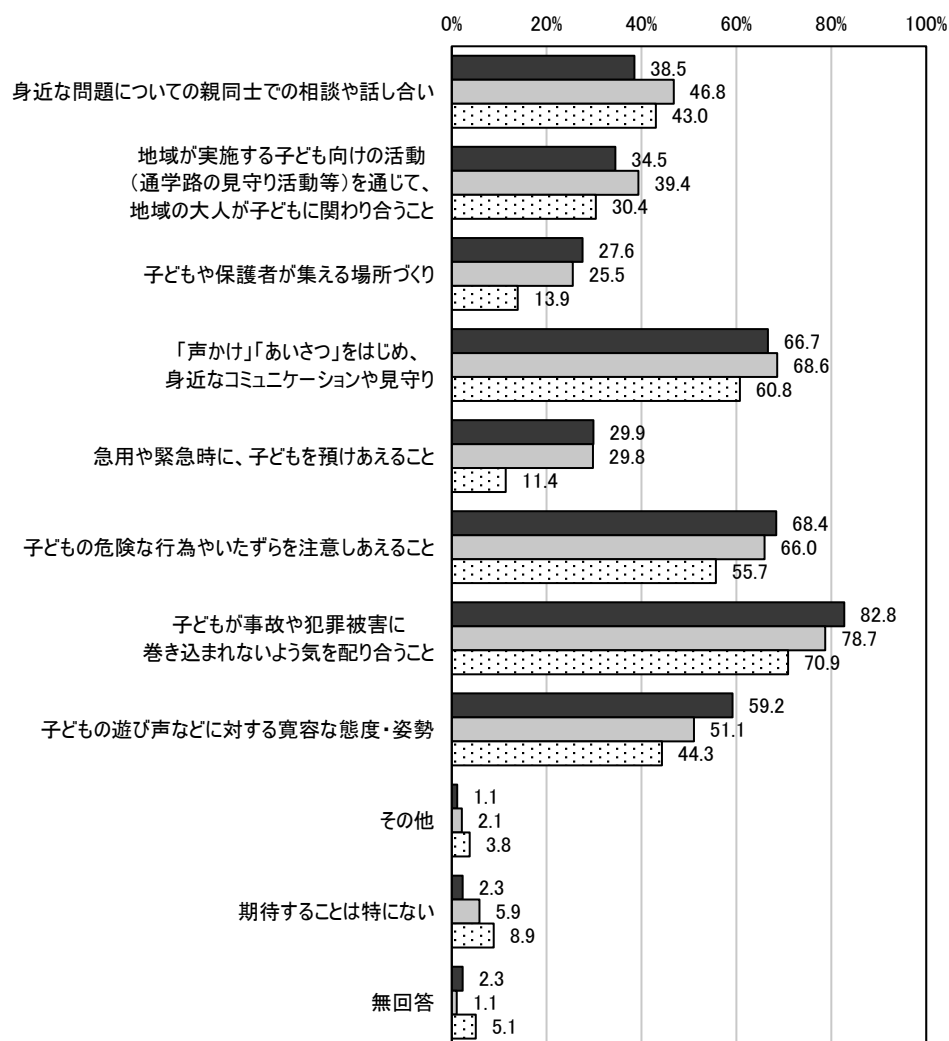


育児休業期間のイメージ

産前・産後休業		育児休業期間		
産前休業	産後休業	育児休業	延長可能期間	再延長可能期間
6週間	8週間	子どもが1歳になるまで	1歳6ヶ月まで	2歳まで

⑩子育てをする上で、ご近所・地域の人々に期待することについて

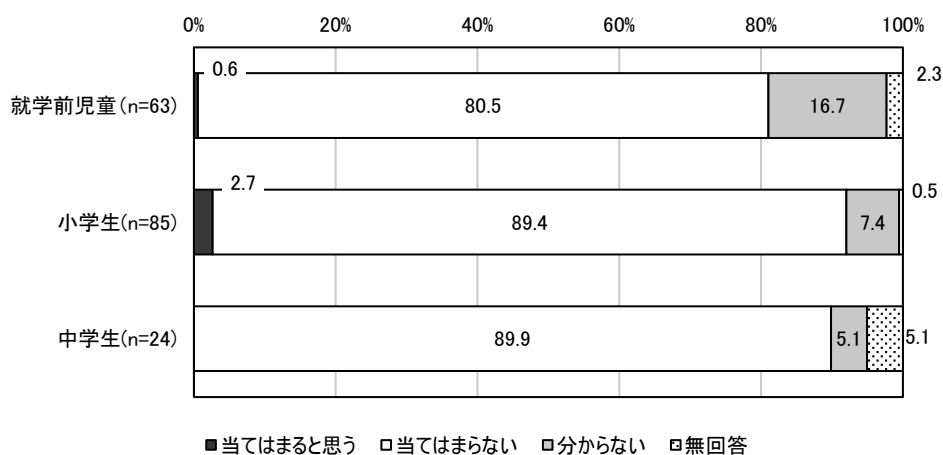
就学前児童・小学生・中学生ともに「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」が最も高くなっています。



■就学前児童(n=174) □小学生(n=188) □中学生(n=79)

⑪自分の子どもがヤングケアラー※と感じるかについて

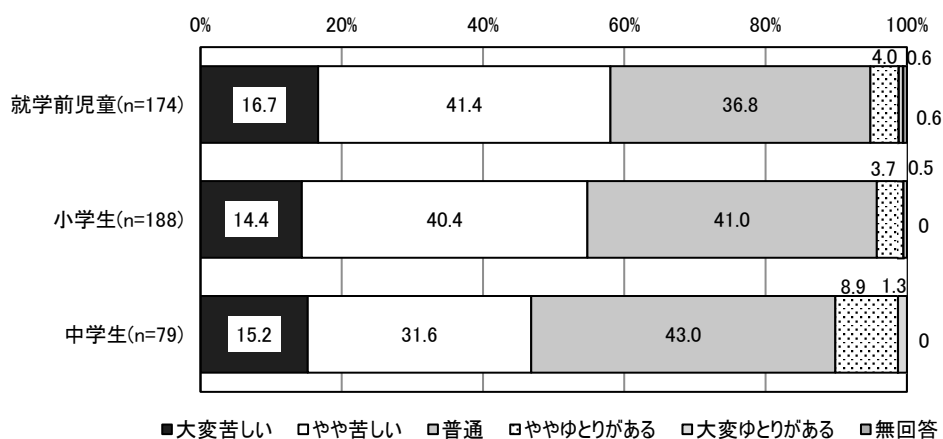
就学前児童・小学生・中学生ともに、自分の子どもは「ヤングケアラーに当てはまらない」が最も高くなっています。



※ヤングケアラーの詳細は 71 ページに記載

⑫現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）について

現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）は、就学前児童では「やや苦しい」が最も高く、小学生・中学生では「普通」が最も高くなっています。



【子ども調査】

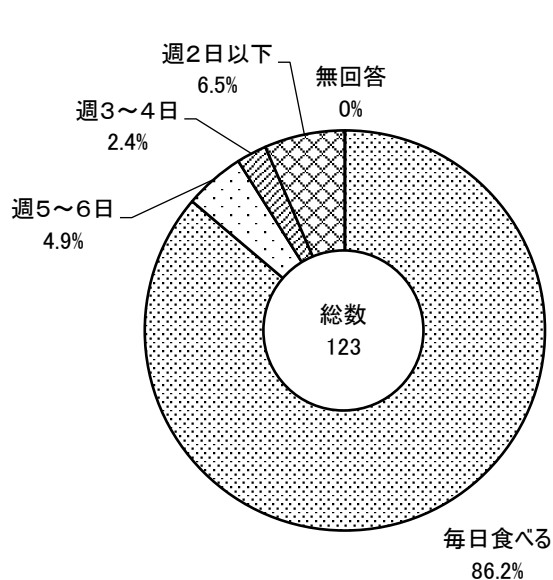
①食事の頻度

朝食の頻度は「毎日食べる」が 86.2%で最も高く、次いで「週2日以下」が 6.5%、「週5～6日」が 4.9%となっています。

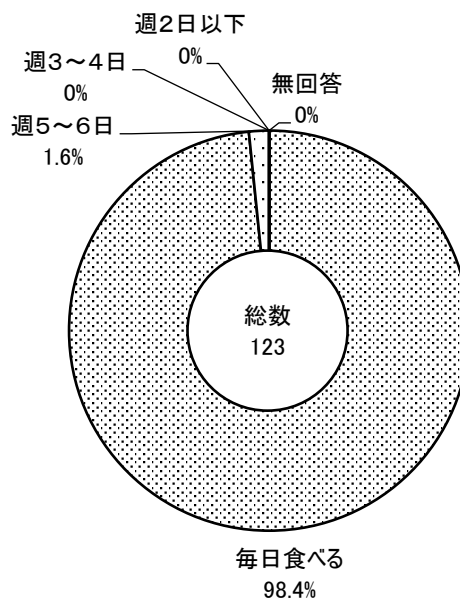
夕食の頻度は「毎日食べる」が 98.4%で最も高く、次いで「週5～6日」が 1.6%となっています。

夏休みや冬休み期間中の昼食の頻度は「毎日食べる」が 88.6%で最も高く、次いで「週5～6日」が 8.1%、「週3～4日」が 3.3%となっています。

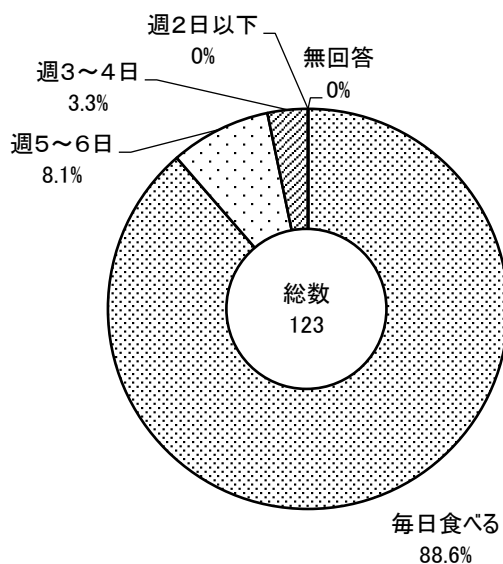
【朝食の頻度】



【夕食の頻度】

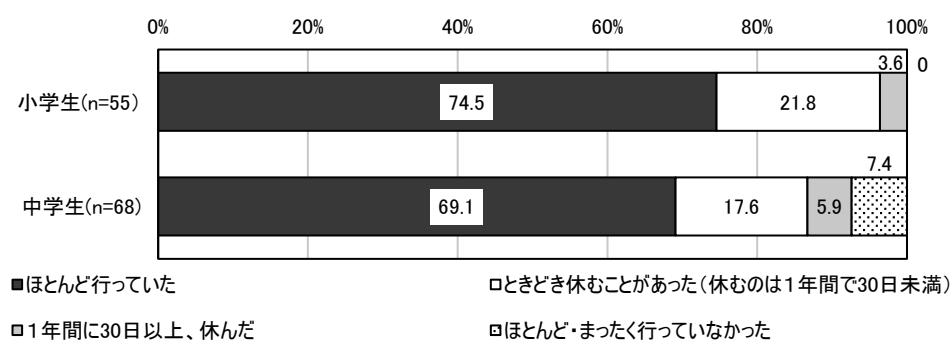


【夏休みや冬休み期間中の昼食の頻度】



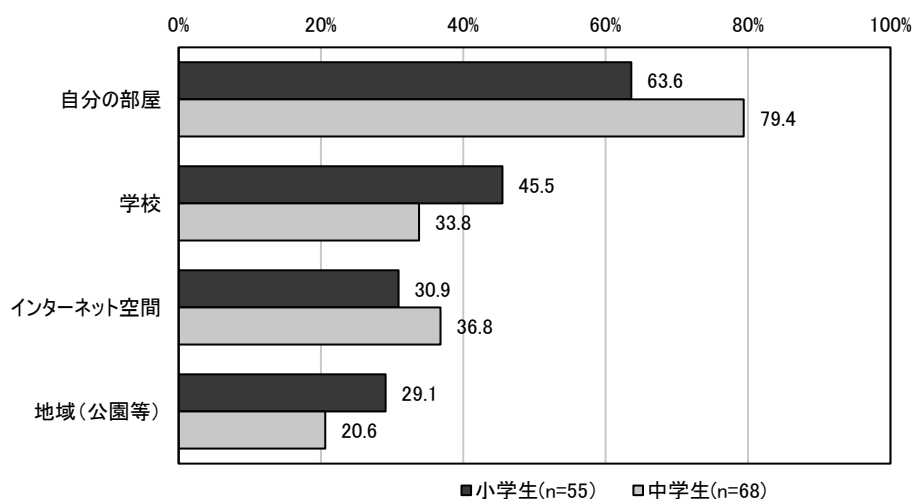
②登校の状況について

この1年間で、どれくらい学校に通ったり、授業を受けたりしていたかは、「ほとんど行っていた」が、小学生 74.5%、中学生 69.1%でともに最も高く、次いで小学生、中学生ともに「ときどき休むことがあった（休むのは1年間で30日未満）」です。「1年間に30日以上、休んだ」は小学生 3.6%、中学生 7.4%となっています。



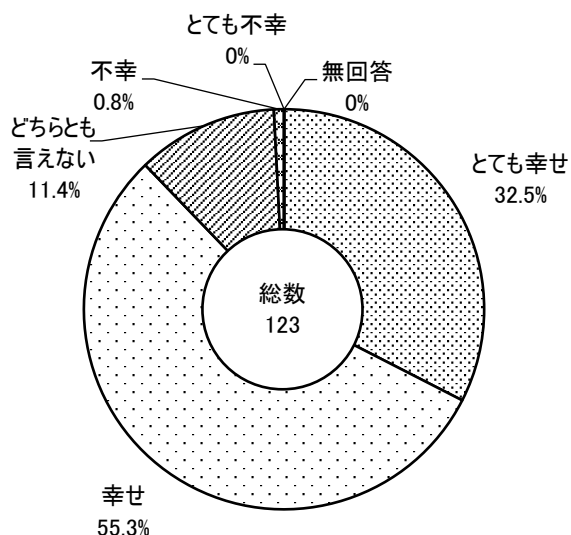
③居場所（安心できる場所）について

居場所（安心できる場所）になっている場所は、「自分の部屋」が小学生 63.6%、中学生 79.4%でともに最も高くなっています。次いで高い場所は、小学生では「学校」45.5%、中学生では「インターネット空間」36.8%となっています。



④どのくらい幸せを感じているかについて

現在、どのくらい幸せを感じているかは「幸せ」が 55.3%で最も高く、次いで「とても幸せ」が 32.5%、「どちらとも言えない」が 11.4%、「不幸」が 0.8%となっています。

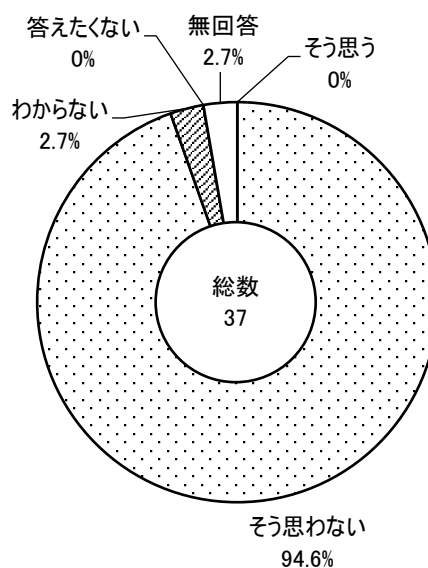
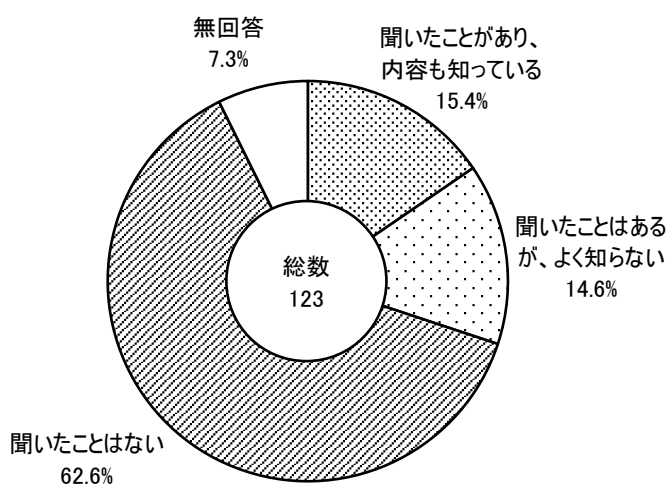


⑤ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度は、「聞いたことはない」が 62.6%で最も高くなっています。認知している児童・生徒に、自分がヤングケアラーだと思うかは、「そう思わない」が 94.6%で最も高く、「そう思う」は 0%、「わからない」が 2.7%となっています。

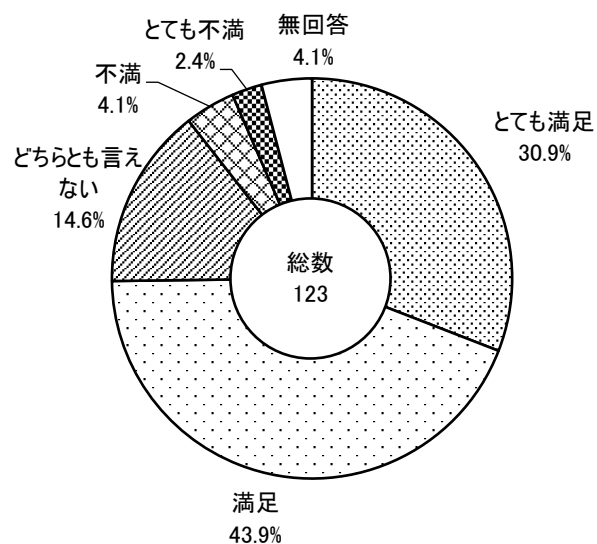
[ヤングケアラーを知っているか]

[自身をヤングケアラーと思うか]



⑥学校生活への満足度

学校の満足度は 「満足」が43.9%で最も高く、次いで「とても満足」が30.9%、「どちらとも言えない」が14.6%となっています。



4. 第2期計画の教育・保育施設等の確保実績

第2期計画で設定した必要量の見込みに対する確保の方策の達成状況は次のとおりです。

(1) 教育・保育施設等

認定区分	対象者	利用先	区域
1号認定	満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園	町内全域
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園	
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等	

区分		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
① 必要量の見込み（計画策定時）		308	361	26	191
② 確保の内容（実績）	幼稚園・認定こども園・保育園	99	478	28	118
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	590	—	—	—
	小規模保育	—	—	15	38
	幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
	企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
過不足②－①		381	117	20	△32

区分		令和3年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
① 必要量の見込み（計画策定時）		284	333	27	201
② 確保の内容（実績）	幼稚園・認定こども園・保育園	80	468	28	118
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	590	—	—	—
	小規模保育	—	—	15	38
	幼稚園における預かり保育	—	—	—	—
	企業主導型保育施設（地域枠）	—	—	3	3
過不足②－①		386	135	19	△42

(単位：人)

区分		令和4年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
① 必要量の見込み（計画策定時）		279	327	28	204
② 確保の内容（実績）	幼稚園・認定こども園・保育園	181	512	28	139
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	270	－	－	－
	小規模保育	－	－	15	38
	幼稚園における預かり保育	－	－	－	－
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	－	3	3
過不足②－①		172	185	18	△24

区分		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
① 必要量の見込み（計画策定時）		273	321	29	207
② 確保の内容（実績）	幼稚園・認定こども園・保育園	166	506	28	145
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	270	－	－	－
	小規模保育	－	－	15	38
	幼稚園における預かり保育	－	－	－	－
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	－	3	3
過不足②－①		163	185	17	△21

区分		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
① 必要量の見込み（計画策定時）		273	320	30	208
② 確保の内容（実績）	幼稚園・認定こども園・保育園	166	506	28	145
	新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	270	－	－	－
	小規模保育	－	－	15	38
	幼稚園における預かり保育	－	－	－	－
	企業主導型保育施設（地域枠）	－	－	3	3
過不足②－①		163	186	16	△22

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (見込み)	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

(単位：年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	1	1	1	1
必要量の見込み	14,506	13,726	13,263	12,787
実績値	4,395	6,493	7,043	8,582

③妊婦健康診査

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	207	201	195	188
実績値	186	194	197	183

④乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	207	201	195	188
実績値	168	184	201	184

⑤養育支援訪問事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	20	20	19	19
実績値	23	23	14	24

⑥子育て短期支援事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	0	0	0	0
実績値	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

(単位：年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	22	22	22	22
実績値	0	0	0	21

⑧一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（単位：年間延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	12,633	11,654	11,439	11,223
実績値	4,450	5,327	4,415	4,018

保育所その他の場所での一時預かり（トリイトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

(単位：年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	1,825	1,825	1,825	1,825
実績値	513	627	632	1,076

⑨延長保育事業

(単位：年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	43	41	41	39
実績値	0	0	0	0

⑩病児保育事業

(単位：年間延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	9	9	9	9
実績値	0	0	0	1

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	226	228	218	208
実績値	207	210	213	215

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
必要量の見込み	50	50	50	50
実績値	59	75	24	21

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園や保育所等への民間事業者の参入に関する調査研究を進めました。

5. 計画策定の課題

本町の概況やニーズ調査の結果、第2期計画の事業実施状況等から見てきた本町の子ども・子育てを取り巻く課題について、第2期計画の基本目標ごとに整理すると次のとおりです。

基本目標1 子育てをみんなで支える地域をつくる

(課題)

- ニーズ調査結果によると、子育てをする上で相談相手や相談できる場所の有無について「いる/ある」が、就学前児童で91.4%、小学生では87.2%、中学生で87.3%と高くなっていますが、近年は、相談件数の増加や相談内容が多様化し、相談機能の充実が求められています。専門性の高い相談など、相談機会の充実と合わせて相談員の確保が難しい状況です。
- 現在、小学校低学年を対象としている学童保育への高学年児童の利用要望が高くなっています。保護者の就労状況に関わらず、放課後に児童が安心して安全に過ごす場所の確保のため、学校や地域と連携した取組みが求められています。
- 本町の様々な地域子育て支援事業について、必要な方が必要なときに適切に利用できるよう、広報誌等を活用して利用しやすい環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- 本町は外国籍住民が多く、外国籍児童数は551人、町内の子どもの人口に占める割合は11.3%（令和6年4月1日）となっています。これまでも、コミュニケーション支援として、相談や窓口での説明、保育所入所受付等の各種手続きの時に、外国語通訳で対応しており、今後も言葉の壁により育児への不安を抱えこむことの無いよう、引き続き、円滑な情報提供や相談体制の整備を進めることが重要です。
- 令和4年度に子ども家庭総合支援拠点、子育て支援センター内に設置しました。今後、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めるとともに、支援拠点についての周知が必要です。

基本目標2 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

(課題)

- 我が国では、未曾有の少子化が進んでおり、本町でも出生数は減少傾向にあります。少子化の要因は複合的ですが、妊娠・出産・子育てを、安心してできるような環境づくり、教育が求められています。
- 自己解決力だけでは、子育てを取り巻く様々な問題を解決できない家庭に対しては、放置すると養育困難な状態に陥る可能性もあることから、早期に適切な支援へと結び付けていく必要があります。

- 本町の母子・父子世帯数には大きな変化はありませんが、ひとり親家庭は、一般的に、生活困窮の状況に陥りやすいといわれており、ひとり親家庭への支援の充実についても取り組む必要があります。
- 子どもと保護者を取り巻く関係者のネットワーク構築による相談機能の充実や、家族がより子どもの状態を適切に理解し関わるができるようにするための支援の必要性が高まっています。

基本目標3 子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

(課題)

- 子ども調査での本町の幸福度は「幸せ」が55.3%、「とても幸せ」が32.5%となっています。引き続き、子どもたちが居場所をもち、安全・安心に過ごすことができるよう、適切な環境づくりをさらに進めていく必要があります。
- 町内の公園、児童遊園地の維持管理や日常的な見守りなどについて、行政区や地域との一層の連携が必要です。
- 近年、子どもや子育て家庭をめぐる環境は、多様化・複雑化しています。家庭環境に起因する問題や、支援を必要とする児童・生徒・外国籍児童が増加していることを踏まえた、家庭環境や個々の事情・状況に応じた適切な支援が必要です。

基本目標4 子育てと仕事を両立し楽しい家庭をつくる

(課題)

- 15歳未満の児童・生徒の保護者の就労状況は、父親ではフルタイムが8割を超え、母親では就労形態はさまざまですが、就学前児童で約50%、小学生・中学生では7割を超えています。少子化の傾向は続くものの、雇用環境の多様化や幼児教育・保育の無償化等の影響により、今後も低年齢児については、一定の入所希望者が見込まれています。
- ニーズ調査によると、病児・病後児保育の拡充が求められています。
- 男性の育児休業取得の促進や、育児をする人がリフレッシュできるような制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえた支援体制の推進が求められています。



基本目標 5 子どもが安全に遊び活動できるまちをつくる

(課題)

- 本町では、交通安全や防犯対策として、防犯指導員による町内パトロールや交通指導隊による交通安全キャンペーンの他、町の通学路等の巡回パトロール等を実施していますが、各地域で実施されている防犯活動については、活動内容や頻度に地域差があることから、町内全域で均一的に実施されるよう支援することが必要です。
- ニーズ調査結果をみると、子育てする上で期待することについては、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配り合うこと」が最も高くなっています。地域全体での見守り体制の充実や、児童・生徒に対する交通マナーや防犯意識の醸成が必要です。
- 近年、子どもに対する虐待やいじめ、そこから派生する子どもや子育て家庭の社会的な孤立等が大きな問題となっていることから、その実態について把握し、対策を推進することが必要です。

基本目標 6 子どもが夢や希望をもって成長できる環境をつくる

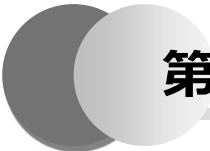
(課題)

- ニーズ調査結果によると、現在の暮らしの状況（人・お金・時間など）は、苦しいと回答した割合が約半数を占めています。特に、就学前児童の保護者では、58.1%と高くなっており、子どもの年齢に応じた生活支援、教育支援等総合的に子どもの貧困対策推進のため取り組む必要があります。



第2部 総論（計画の目標と基本方向）





第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは未来への重要な投資であり、子育て支援に関わる環境を社会全体で整備することが求められます。

地域や社会全体で、一人一人の子どもや子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、子どもの成長を喜び子育てに夢や希望を持てるような取組みを推進していく必要があります。そのためにも、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、社会全体で切れ目なく支えることが重要になります。

本計画では、未来を担う全ての子ども、若者の人権及び人格を尊重するとともに、子ども、若者がみんなに愛され、健やかに自分らしく成長できるまちづくりを実現するため、子ども・子育て施策を総合的に推進します。

基 本 理 念

～子ども、若者がみんなに愛され、

健やかに自分らしく成長できるまちづくり～

2. 計画の基本的な視点

わたしたちの共通の価値観、基本的な視点として「子ども」・「家庭」・「地域」の視点から3項目を掲げ計画を推進していきます。

子どもの しあわせと 夢

全ての子どもの人権及び人格や個性を尊重し、今とこれからの最善の利益を図ります。全ての子どもがしあわせな状態で成長し、将来に夢や希望をもち、様々なハードルを乗り越える力を育み、それぞれが自立できる環境づくりを進めます。

また、生まれ育つ環境によって子どもの夢や将来が制限されることのないよう、子どもの幸せと成長を育むための支援に取り組めます。

家庭の安らぎ と楽しい 子育て

家庭は子どもにとって安心して過ごすことのできる安らぎの場所です。親や子が笑顔で生活でき、家族が互いに助け合いながら子育てを行い、健康で豊かな生活を実感できるよう、保育環境の整備や相談体制の充実に努めるとともに、経済的な負担の軽減や不安の解消を図ります。

地域社会の やさしさ

子ども・若者の健やかな成長のためには、社会全体で支援することが重要です。町民や地域、企業、関係団体等の多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援する環境をつくり、子ども・若者、子育てにやさしい地域社会づくりを推進します。

3. 計画の基本目標

本計画では、次の基本目標を柱として、施策を推進します。

基本目標1 子育てをみんなで支える地域をつくる

子育てをしている全ての家庭が安心して地域で子育てをすることができるよう、幼稚園・認定こども園・保育所・学校・住民等、地域における多様な資源や人材を活用しながら、行政と地域が一体となって様々な子育て支援施策の推進を図るとともに、子育ての悩みを抱え、孤立することのないよう、子育てに関する相談・支援体制の充実を図ります。また、子育てのストレスや子育てにおける不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。



基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる

ひとり親家庭や障がいのある子どもの家庭、生活に困窮している家庭等、様々なケースの子育て家庭に対し、きめ細やかな子育て支援を推進します。また、次代の親となるための自覚や意識の啓発、薬物乱用のリスクの周知、インターネット・SNSの教育等、思春期の子どもに向けた正しい保健教育の充実を図ります。



基本目標3 子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

本町の子どもたちが自然豊かな地域の資源を生かしながら、いきいきと育つことのできるよう、安心して遊べる公園の整備や、地域の人々との関わりを深め地域文化を継承していくための活動を推進します。また、子どもたちの食を通じた健康づくりのための食育指導や栄養相談等を実施します。



基本目標4 子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる

就労しながら楽しく子育てができるよう、仕事と育児の両立に向けた様々な保育サービスの充実に努めるとともに、保育所や放課後児童クラブを安心して利用できるよう、ニーズに応じたサービス量の確保を図ります。また、子育てしやすい就労環境を整備するために、町内の企業へ向けた労働に関する制度の情報提供や育児のための休暇を取得しやすい環境整備の啓発に努めます。



基本目標5 子ども、若者が安全に活動できるまちをつくる

子ども、若者が地域で安全に暮らし、子育て家庭が地域で安心して子育てをするためには、子ども、若者が犯罪や交通事故、災害等の被害に遭うことのないまちづくりが不可欠です。防犯パトロール等、子ども、若者の安全を守る防犯体制の整備を地域や警察等と連携して行うほか、交通安全対策や防災意識を高めていくための取組みを推進します。また、妊産婦や子どもを連れた方等、全ての方が公共施設等を安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの推進に努めます。



基本目標6 子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる (子どもの貧困対策推進計画)

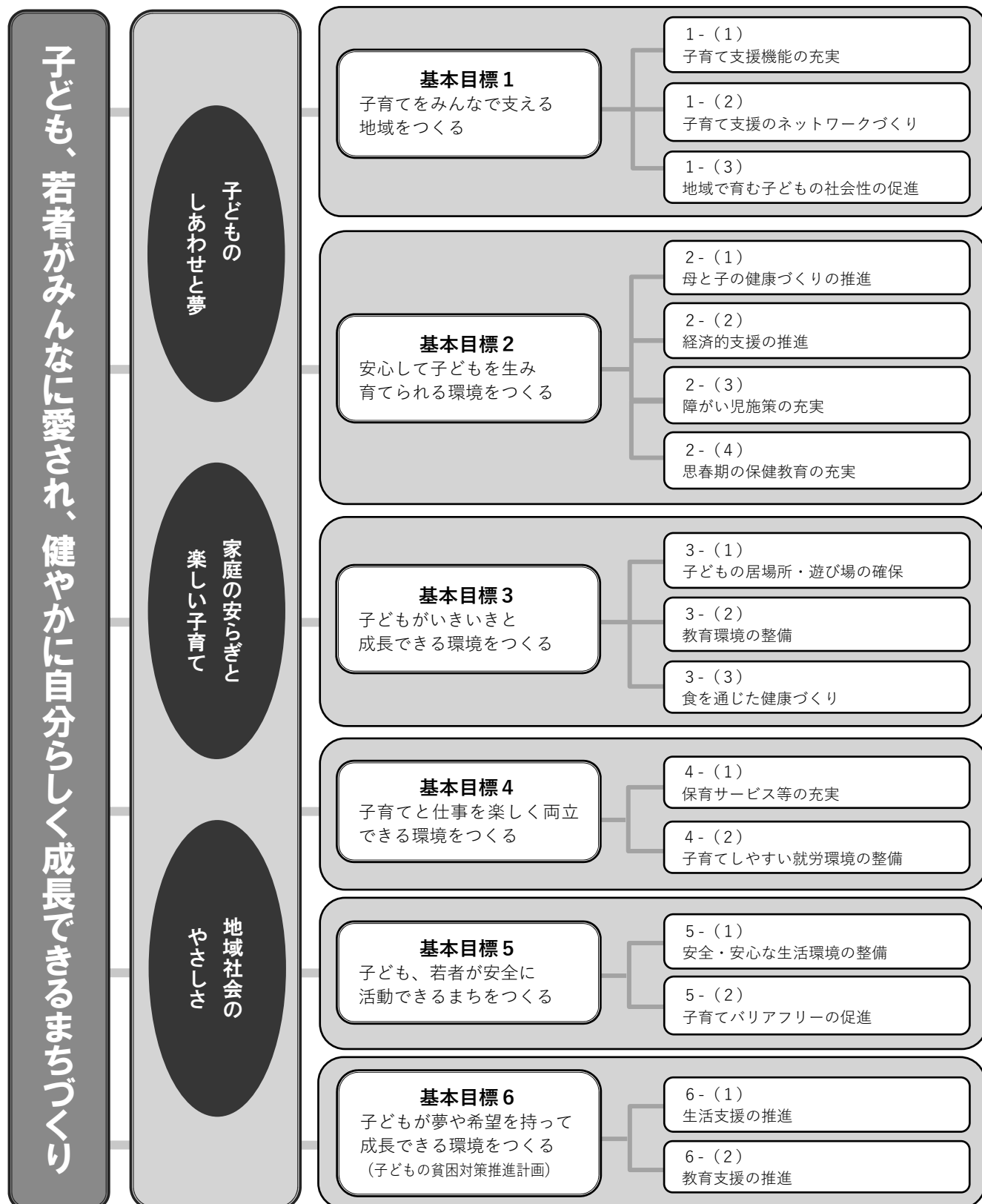
子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活や教育への支援、保護者に対する就労への支援等、生活の安定と自立の促進を図ります。



4. 計画の体系

基本理念

基本的な視点



第3部 各論（基本計画）



第1章 施策の展開

1. 子育てをみんなで支える地域をつくる

1－（１）子育て支援機能の充実

[基本施策]

①親子のコミュニケーションの場づくり

「子育ての孤立化」を防ぐためにも、子育て中の親と子が気軽に集い、コミュニケーションがとれる場として、各保育園や子育て支援センター、子育てサロン等、地域における子育て支援の拠点となるようなふれあい、学習の場の充実を図ります。

②子育てに係る相談・指導の充実

育児環境の変化等により、きめ細かな個別支援が重要になってきています。子育てに悩んでいるときや相談相手がほしいとき、いつでも気軽に相談に応じられるような支援拠点の整備や、育児相談を中心に学習の機会を設け、相談指導の充実を図ります。

③子育て支援情報の充実

子育て世帯に対する新たな子育て支援の仕組みやサービスの内容、子育て支援に関わる地域の活動等、子育て支援情報の収集とわかりやすい情報提供に努めます。また、地域で支えながら子育てを推進するために、情報提供による町民の意識啓発を目指します。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
1	「かえでっこのつどい」の充実	子育て支援課	町立保育園において、未就園児の親子を対象に園児とのふれあい交流や、子育て相談等気軽に過ごせる場所づくりに努めます。
2	子育て支援センターの充実	子育て支援課	子育てサロン、子育て広場、子育て相談等の事業を通して、就学前の親子のふれあいの場を提供するとともに、親子の育ちを支援します。
3	移動子育てサロンの充実	子育て支援課	未就園の親子に対して、より利用しやすい場所、中津公民館（レディースプラザ）、半原公民館（ラビンプラザ）でサロンを継続し、気軽に親子の交流・子育て相談ができるようにします。

No.	取組み	担当課	概要
4	家庭児童相談・ 教育相談の充実	子育て支援課 ・教育開発セ ンター	家庭における児童の養育や人間関係、学校生活の悩みや問題等に関する相談を専門の相談員が対応できる体制を整備して、相談者とともにその解決方法を探っていきます。
5	子ども家庭総合支援 拠点事業の実施	子育て支援課	全ての子どもとその家庭を対象として、子育てに関する総合的な相談に専門職員が応じます。
6	親子が遊べる場や 機会の提供	生涯学習課・ 都市施設課	児童遊園地の整備や公民館など既存施設の開放、公園や広場の情報提供等により、親と子が一緒に遊べる場所づくりに努めます。
7	子育て応援情報の 提供	子育て支援課	子育て支援センター（子育てサロン）の「あい通信」や「子育て支援ガイド」のほか、SNSや情報コーナーでの情報の提供を図ります。
8	主任児童委員との 連携強化	子育て支援課 ほか	児童福祉に関することについて専門的に対応する主任児童委員と連携し、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、ネットワークの確立・強化を図ります。
9	こども家庭センター の設置	子育て支援課	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化し、全ての子どもとその家庭を対象とした必要な支援を図るため、こども家庭センターの設置に向けて検討します。

1－（２）子育て支援のネットワークづくり

[基本施策]

①子育てグループ活動への支援

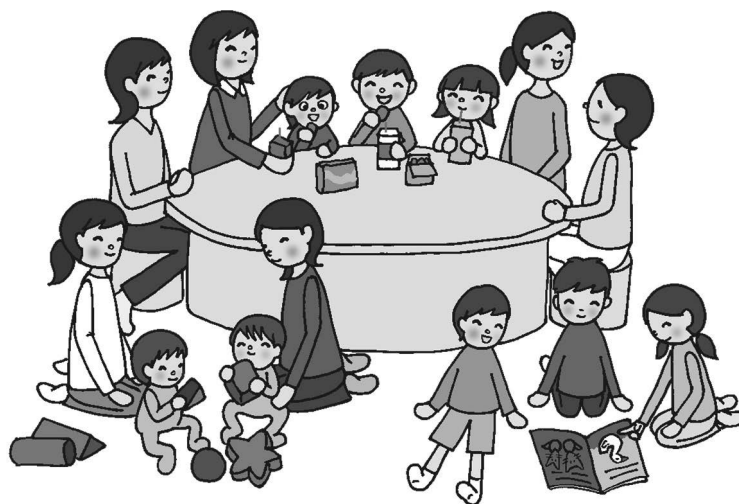
子育てを通じてつながりの輪を広げられるよう、子育て支援センターを中心に、ボランティア団体と連携し、自主的な子育てサークルの立ち上げや相談援助、情報交換活動を支援します。また、子育て世帯だけでなく、これから子育てを担う世代の参加も含めた仲間づくりを促進します。

②地域の子育て支援者の充実

子育て中の保護者から気軽に相談を受け、必要としている情報を提供できる地域ボランティアの育成に努めます。また、地域の子育て経験のある人たちの力を借りながら、地域における子育て支援者の輪を構築します。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
10	子育て支援サークルへの支援	子育て支援課 ほか	地域における子育てを支援するNPOやボランティアグループの活動を支援します。
11	地域における相談・指導体制の充実	子育て支援課 ほか	民生委員・児童委員、主任児童委員や母子相談員との連携を図り、地域における相談・指導体制の充実に努めます。



1－（３）地域で育む子どもの社会性の促進

[基本施策]

①子どもの健全育成の推進

自然の中での体験活動、生活体験活動、様々なボランティア活動など、実際の現場での学習・体験の機会を提供していきます。また、子ども会などの各種イベントは出来る限り子ども自身の手で企画運営するように配慮し、自主性・主体性を育てます。

②地域活動・世代間交流の促進

子どもの成長には、様々な年代の人とのふれあいが大きな意味を持ちます。地域の生活文化に親しみ、生まれ育った郷土への愛着を育てるためにも、自治会・子ども会・育成会等との連携による地域活動や、老人クラブとの世代間交流等、多世代が一緒に参加できる活動を促進します。

③地域ぐるみのスポーツ振興

本町は豊かな自然に恵まれ、また多くの体育施設が整備されています。心と身体の健全な発達を促すためにも、これらの施設を有効活用して家族ぐるみや地域ぐるみのスポーツや体力・健康づくりの普及を図ります。

④国際交流の促進

在住する外国籍住民の比率が高い本町において、子どもも大人も集える交流の場を設けながら、言葉の壁や文化の違い、生活習慣の違い等を互いに認め合い、それぞれが地域の一員として社会全体を豊かにしていく多文化共生への理解を深めます。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
12	児童・生徒の健全育成に関する研究	指導室・教育開発センター	児童・生徒指導研究部会を開催し、児童・生徒の健全育成に関する課題解決の研究を推進します。
13	児童館の整備・拡充	生涯学習課	青少年活動や地域交流の拠点の一つとしての役割を担うため、児童館の設備の充実や維持管理に努めます。

No.	取組み	担当課	概要
14	放課後児童対策の充実	生涯学習課	町内在住の小学生を対象に、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、児童館等において「かわせみ広場」を実施するとともに、保護者の就労等の理由により、帰宅後に家庭において適切な保護を受けられない小学生を対象に「放課後児童クラブ」を運営し、両事業の連携を図るとともに充実に努めます。
15	地域学校協働活動推進事業の充実	生涯学習課	地域と小・中学校、県立愛川高等学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図ります。
16	「あいさつ、声かけ運動」の推進	生涯学習課・指導室	家庭・地域・学校の連携を強め、地域ぐるみの青少年健全育成を図るとともに、「あいさつ、声かけ運動」の推進に努めます。
17	教育相談関連事業の充実	教育開発センター	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による児童・生徒のカウンセリングや保護者、教職員からの相談に応じます。
18	世代間交流の推進	生涯学習課	子どもたちを中心にだれもが楽しめるスポーツやレクリエーションなどを実施し、子どもたちと地域の方の親睦交流を図ります。
19	イベントの参加促進	商工観光課・スポーツ・文化振興課	勤労祭野外フェスティバルやスポーツ・レクリエーションフェスティバル等のイベントへ外国籍住民の参加を促進し、子どもたちと地域の方との交流を図ります。

勤労祭野外フェスティバル



出典:愛川町ウェブサイト

2. 安心して子どもを生み育てられる環境をつくる

2 - (1) 母と子の健康づくりの推進（母子保健計画）

[基本施策]

①妊娠・出産期における支援の充実

心身ともに健やかな妊娠・出産期を過ごせるように、妊娠による母体の変化や胎児の成長について正しい理解を深めるとともに、同時期に出産する親同士の交流を促進するためにマタニティセミナーを開催します。また、乳児家庭全戸訪問等の家庭訪問等を実施し、相談体制の充実を図ります。

②子どもの健やかな発達の促進

親が主体的に健康づくりや子育てに取り組むために、子どもの健康や発達について理解を深められるよう、乳幼児健康診査や定期健康相談等の内容の充実を図り、さらに、父親の子育ての参加意識と理解を深めます。

③医療体制の整備と各種予防対策

救急医療体制として、休日・夜間急患診療、病院群輪番制診療が行われており、必要時に医療が受けられる体制の整備と、町広報誌やホームページ等による周知に努めます。また、疾病予防のための各種予防接種が適切な時期に行えるよう、情報提供を行います。

④不妊・不育相談の推進

不妊治療を受けるケースが増加していることを受け、不妊・不育に関する相談の情報提供を行います。また、治療にかかる経済的負担を軽減するために、不妊・不育治療費の助成を行います。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
20	子育て世代包括支援センター事業（母子保健型）の実施	健康推進課	「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」として、妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、保健師・助産師等の専門職が様々な相談に応じます。
21	母子健康手帳の交付	健康推進課	母と子の一貫した健康状態を記録するため、妊娠届提出時に母子健康手帳を交付します。 また、本町では外国籍住民が多いため、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、中国語、インドネシア語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語の外国語併記の母子健康手帳を交付します。

No.	取組み	担当課	概要
22	妊婦訪問指導・ 各種相談の実施	健康推進課	妊娠届出時の面接や医療機関からの連絡等により、支援が必要と思われる妊婦に対し、助産師等が訪問して、妊婦の生活指導や精神的支援を行うとともに、異常の発生予防あるいは早期発見に努め、安定した妊娠・分娩経過をたどれるように支援します。
23	妊婦健康診査の 助成	健康推進課	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、妊娠中の定期的な健診の受診を促します。
24	マタニティ セミナーの開催	健康推進課	初妊婦とその夫（パートナー）を対象としたマタニティセミナーを実施します。
25	マタニティグッズ の配布	健康推進課	母子健康手帳交付時にマタニティマークの入ったグッズを配布し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
26	父親への育児教育 の推進	健康推進課	父親を主体とした育児教育の実施、父子健康手帳の配布や、マタニティセミナーへの夫の参加促進を図ることにより、父親としての自覚を促し、子育て意識の高揚に努めます。
27	産婦健康診査の 助成	健康推進課	産後間もないお母さんの健康管理や授乳・育児のサポートのため、産後2週間と産後1か月の時に、出産した医療機関において実施されている産婦健康診査の費用の一部を助成します。
28	産後ケア事業の 実施	健康推進課	1歳未満のお子さんがいるお母さんやお父さんを対象に、育児や授乳の相談、赤ちゃんの計測やふれあい遊びの紹介などを行います。お母さん達の休息も目的としています。
29	特定不妊治療費 助成事業の実施	健康推進課	特定不妊治療に係る経済的な負担の軽減を図るため、公的医療保険の適用外となる治療（先進医療および自費診療）にかかる費用の一部を助成します。
30	不育症治療費助成 事業の実施	健康推進課	不育症が原因で子どもを持つことが困難な夫婦の経済的な負担軽減を図るため、医療保険の対象とはならない不育症治療に要する費用の一部を助成します。

No.	取組み	担当課	概要
31	新生児訪問指導の実施	健康推進課	生後2か月位までに、保健師、助産師が自宅に訪問し、新生児の身長・体重の計測、授乳等の育児に関するアドバイス、母親の体調確認等を行い、安定した母子関係を築くための支援を行います。
32	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	健康推進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する相談や情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげていきます。
33	育児に関する相談・訪問指導の充実	健康推進課	子どもの健やかな成長を支援し、保護者の健康の保持と育児不安の軽減を図るため、所管窓口で電話・面接による相談を行います。さらに、個別支援が必要な子とその保護者を対象に訪問指導を実施します。
34	未熟児・慢性疾患児・多胎児の育児支援	健康推進課	未熟児、慢性疾患のある子、双子・三つ子で生まれた子の保護者の育児不安の軽減を図るため保護者に電話・面接による相談や訪問指導を行います。
35	新生児聴覚検査の助成	健康推進課	生まれつき耳の聞こえに問題のある赤ちゃんを早期に発見するため、生まれた医療機関で実施している新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。
36	乳幼児健康診査の実施	健康推進課	乳幼児の発育・発達の確認と疾病の早期発見等のため、各種健診を行います。また、未受診児訪問を実施し、健診の受診を促します。 ● 4か月児健康診査・10か月児健康診査 身長・体重測定、診察、育児・栄養相談を行います。 ● 1歳6か月児健康診査 身長・体重測定、診察（内科・歯科）、育児・栄養・発達相談、歯みがき指導を行います。 ● 3歳6か月児健康診査 身長・体重測定、診察（内科・歯科）、尿検査、目と耳の検査、育児・栄養・発達相談、歯みがき指導を行います。 ● 未受診児訪問指導 健康診査未受診児に対して、訪問指導を実施します。

No.	取組み	担当課	概要
37	むし歯予防教室 (1歳児歯科健診) の実施	健康推進課	1歳1か月児を対象に、歯科健診や歯磨き指導を行い、むし歯予防及び口腔衛生教育を図ります。また、育児相談や希望に応じて栄養相談、身体測定を行い、発育発達の確認を行います。
38	2歳児歯科健診 (2歳1か月、 2歳7か月)の実施	健康推進課	歯科健診と歯みがき指導、フッ素(またはむし歯進行止め)塗布を行い、むし歯予防及び口腔衛生教育を図ります。また、身長・体重測定、育児相談、栄養相談を行い、発育発達の確認を行います。
39	親子教室の実施	健康推進課	幼児健康診査後の継続支援として、遊びを通してより良い親子関係を育み、幼児の発達にあった支援と、早期療育へつなげるため、親子教室を実施します。
40	歯科保健指導の 充実	健康推進課	永久歯への生え変わりを控えた年長児を対象に、保育園・幼稚園を巡回し、永久歯の大切さと、う蝕(むし歯)予防の方法を指導し、永久歯萌出(ほうしゅつ)期歯科保健指導を実施します。
41	必要時医療が受け られる体制の整備	健康推進課	子どもの救急医療体制としては、休日・夜間診療事業、輪番二次救急医療体制が行われており、必要時受診できるよう受診体制の整備と体制の周知に努めます。
42	予防接種の推進	健康推進課	疾病予防のための各種予防接種について、適切な時期に行えるよう、健診時や通知による情報提供を行い、接種率の向上に努めます。
43	プレコンセプ ションケアの推進	健康推進課	妊娠前からの健康づくりについて、各種健康事業や県による相談支援を通じて、若者への情報提供を行い、妊娠前にリスクを減らしていくことによって、健やかな妊娠・出産につなげるため、プレコンセプションケアの充実を図ります。
44	妊婦歯科健康診査 の推進	健康推進課	妊婦に対する歯科健康診査の費用を軽減することで、受診率を向上させることにより、妊婦の歯科疾患を予防し、早産や低出生体重児のリスクを軽減するなど口腔健康管理の推進に努めます。
45	低所得妊婦初回産 科受診料助成金の 支給	健康推進課	非課税世帯等の妊娠判定に係る初回産科受診料の助成を行うことで、経済的負担の軽減や必要な支援につなげることに努めます。

2 - (2) 経済的支援の推進

〔基本施策〕

①各種医療費の助成

子どもの健全な育成支援や養育者の経済的負担を軽減するため、0歳児から高校生年齢までの児童・生徒の通院及び入院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担分を助成するほか、ひとり親家庭等の医療費を助成します。

②児童手当や各種経済的支援

児童手当や育児用品購入への助成等、子育て世帯の経済的負担を軽減するための支援に努めます。

③ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の自立と生活の安定促進のために、生活の相談や経済的支援をするとともに、ひとり親家庭の親子が地域社会で孤立することがないように、近隣住民の理解と協力を促します。また、自立支援のために、就業に関する相談や必要な技能や知識を身につけるための情報提供の充実を図ります。

〔主な取組み〕

No.	取組み	担当課	概要
46	児童手当の支給	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給することにより経済的負担の軽減を図ります。
47	児童扶養手当の支給	子育て支援課	父母の離婚、死亡などにより、両親と生計を同じにしていない18歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。
48	各種医療費助成制度の周知	子育て支援課ほか	小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、障害者医療費助成事業、養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患医療、自立支援医療制度等により、医療費の負担軽減を図るための支援制度があり、これらの制度の利用について、対象者への周知に努めます。

No.	取組み	担当課	概要
49	小児医療費助成事業の実施	子育て支援課	0歳児から高校生年齢までの児童・生徒の通院及び入院にかかった費用のうち、公的医療保険診療分の自己負担分を助成します。(所得制限なし)
50	赤ちゃん育児用品購入助成券支給事業の実施	子育て支援課	2歳未満の子どもを養育している世帯に対して、町内協力店舗で利用できる助成券を交付し、経済的な支援を行います。
51	妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業の実施	子育て支援課・健康推進課	妊婦を対象に、妊娠・子育てにかかる不安等解消のため相談事業を実施するとともに、妊娠時と妊娠している子どもの数を届け出た時に、それぞれ給付金を支給し、妊娠から産後にかかる経済的負担の軽減を図ります。
52	私設保育施設入所児助成事業の実施	子育て支援課	町内に住所を有し、私設保育施設に子どもが入所している世帯に、月額2,500円の助成金を交付し、経済的負担の軽減を図ります。
53	要保護・準要保護児童生徒就学援助費助成の実施	教育総務課	経済的に困窮している小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、等しく教育を受ける機会を設け、義務教育の充実に努めます。
54	幼児教育・保育の無償化の実施	子育て支援課	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
55	実費徴収に係る補足給付事業の実施	子育て支援課	認定こども園や幼稚園等において実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助します。
56	母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知	福祉支援課	母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と、その児童や家族の福祉の向上を図るため、県では母子・寡婦福祉資金の貸付を行っており、この制度の利用について、対象者への周知に努めます。
57	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	子育て支援課	母子家庭または父子家庭、養育者家庭に対し、公的医療保険対象となる医療費の自己負担分について助成します。(年齢・所得制限あり)

No.	取組み	担当課	概要
58	上水道基本料金の助成	福祉支援課	児童扶養手当等受給世帯（町営水道使用世帯）について、水道料金の基本料金とその消費税分を町が助成します。
59	母子・父子家庭等福祉手当の支給	福祉支援課	義務教育修了前の児童・生徒と同居し、扶養している母子・父子世帯に対して手当を支給し、母子・父子家庭の経済的支援に努めます。
60	母子・父子家庭生活援助費の助成	福祉支援課	ひとり親家庭に対してホームヘルプサービスの利用料金を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
61	支援施策・制度の情報提供の充実	子育て支援課ほか	ひとり親家庭等の支援施策・制度についての情報を容易に入手しやすく分かりやすく提供します。
62	必要な援護制度の検討	福祉支援課	ひとり親家庭の実態やニーズの把握に努め、必要な援護制度を検討していきます。



2 - (3) 障がい児施策の充実

〔基本施策〕

①ともに生きる環境の整備促進

本人や保護者の希望に沿いながら、障がい児と健常児が、ともに保育・教育を受けることができる環境を整備します。地域において障がいの有無に関わらず、お互いに特別に区別されないことが当たり前であるというノーマライゼーション※の考え方を一般に浸透させるとともに、障がい児を支えるボランティア活動の活発化を促します。

また、相談窓口のPR・周知をさらに推進し、保護者、学校、行政、専門機関等が本人の意思を尊重しながら、地域全体で支援できる体制づくりに努めます。

②発達障がいへの対応

障がいの見極めや療育指導に配慮の必要な発達障がいについて、情報の提供や相談体制の整備を図るとともに、療育や生活支援サービスの整備に努めます。

また、子どもに関わる全ての関係機関との連携を図り、相談から支援へとつなげていく体制の強化を図ります。

③経済的負担の軽減と自立への支援

特別支援教育就学奨励費や特別児童扶養手当等により、経済的負担の軽減を図ります。また、子どもたちの将来の自立に向けた支援を推進していきます。

〔主な取組み〕

No.	取組み	担当課	概要
63	相談事業の実施	教育開発センターほか	教育相談については教育相談員が、健康相談については、保健師が相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。
64	相談機能の充実	福祉支援課	子どもの障がいを理解してもらい自信を持って育児を進められるように、親へのカウンセリング、制度利用などについての情報提供、家庭で起こる様々な問題の解決など、親や家族に寄り添って支援する「相談機能」の充実を図ります。

No.	取組み	担当課	概要
65	児童発達支援センター「ひまわりの家」の充実	福祉支援課	子どもの生きていく力を育み、機能訓練士・臨床心理士との連携を深め、訓練で得た力を実生活に使える能力にしていくことができるよう療育機能の質の向上を図るなど、地域療育支援の拠点となることを目指します。
66	看護介助員の派遣	指導室	医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、健康の保持増進及び安全な学習環境を整備するために、必要に応じ看護介助員を小・中学校に派遣します。
67	マイサポートブックの配布	福祉支援課	保護者が障がいの理解を深め、我が子が適切な環境の中で生活できるよう児童の発育、発達を経年的に記録できる「マイサポートブック」を配布し、スムーズな相談・関係機関連携が図られるよう支援します。
68	特別支援教育就学奨励費の支給	教育総務課	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得に応じ、就学に必要な経費の一部を支給します。
69	特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	精神又は身体に障がいの有する20歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
70	特別支援教育費補助事業の実施	子育て支援課	総合保育を実施する町内私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付します。

※ノーマライゼーション…障がいのある人等を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、大人も子どもも、高齢者も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活ができる社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

2－（４）思春期の保健教育の充実

〔基本施策〕

①思春期における保健教育の充実

適切な性に関する知識を普及するために、小・中学校における性教育の充実を図り、生命の誕生や人の命の大切さを学ぶ教育を推進し、次代の親となるための自覚、意識を啓発していきます。

②薬物乱用、インターネットトラブルの防止

喫煙・飲酒・薬物乱用による心身の健康への悪影響を理解させるため、中学校において専門家等による薬物乱用防止教室を開催します。

また、急速に広がるスマートフォンや SNS 等の正しい活用方法やトラブル防止のための啓発活動を行います。

〔主な取組み〕

No.	取組み	担当課	概要
71	保健教育の充実	指導室	生命の尊さをしっかりと学べるよう、教材や指導方法の工夫により、保健教育の充実を促進します。
72	薬物乱用防止教育の推進	指導室	小・中学校の保健学習において指導法の工夫を図るほか、中学校において警察署員等を講師として講演会を開催し、生徒に薬物乱用防止を啓発します。
73	情報教育の推進	指導室	インターネット等を活用した情報機器や携帯端末の普及・進展に対応し、正しい活用方法やトラブル防止のための学習、啓発などに取組みます。

3. 子どもがいきいきと成長できる環境をつくる

3－（１）子どもの居場所・遊び場の確保

[基本施策]

①放課後の子どもの居場所づくり

放課後を安全・安心に過ごすことができ、異なる年齢の児童が遊び等の体験を通して連帯性や協調性、責任感を養うことができるよう、放課後の居場所を提供します。また、全ての児童が多様な体験・交流活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と「かわせみ広場」の一体的または連携による実施を推進します。

②安心して遊べる公園の整備

子どもの外遊びや集団遊びを助長し、また、地域の交流やふれあいの場としても利用されることを想定して、身近な公園や遊び場、第1号公園体育館等のような屋内施設など、既存施設を有効活用しつつ、子どもたちが自由に遊び、楽しい時間を過ごせるよう施設の充実を図ります。

③家庭や地域の教育力の向上

伝統芸能や祭り体験、ものづくり、スポーツ等、地域における住民相互のふれあいや各種行事への参画促進、家庭における保護者の幼児教育に関する意識啓発や情報提供等を通じて、地域や家庭における教育力の向上及び教育環境の健全化を促進します。

[主な取組み] <再掲> No. () は、施策 2 の取組みNo.を記載

No.	取組み	担当課	概要
74 (13)	児童館の整備・拡充	生涯学習課	青少年活動や地域交流の拠点の一つとしての役割を担うため、児童館の設備の充実や維持管理に努めます。
75 (14)	放課後児童対策の充実	生涯学習課	町内在住の小学生を対象に、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、児童館等において「かわせみ広場」を実施するとともに、保護者の就労等の理由により、帰宅後に家庭において適切な保護を受けられない小学生を対象に「放課後児童クラブ」を運営し、両事業の連携を図るとともに充実に努めます。

No.	取組み	担当課	概要
76	安心して遊べる公園 の創出	都市施設課	既設公園の維持管理や日常的な子どもの見守り など、地域による安心して遊べる公園としての 環境創出を促します。
77	家庭・地域の教育力 の向上促進	生涯学習課 ほか	家庭や地域の教育力を高める地域独自の活動を 育成、支援します。



3 - (2) 教育環境の整備

[基本施策]

①学力向上と一人ひとりに応じた指導の充実

基礎学力の向上を目指して教育環境の体制を整えます。人間形成に大切な人権教育を基本に置き、子どもの長所を伸ばすため、一人ひとりのペースを大事にし、個々に応じた教育活動を推進します。

②こころの相談体制の充実

児童相談は、子どもの問題であると同時に親の問題でもあります。子どもに行動上の問題が見えたら、少しでも早く相談できるよう専門家や各機関と連携しながら、児童・生徒とその保護者への連絡や指導を行っていきます。また、気軽に相談できる窓口の充実を図ります。

③地域を知り愛する、体験学習の充実

子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育むために、地域の企業や福祉の現場での職業体験や、高齢者・乳幼児との交流、ボランティア活動の体験等、地域と一体になった体験学習を充実させていきます。また、地域に根ざした学習として、地域文化の継承を含め豊かな自然環境を活かした総合的な学習を一層推進します。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
78	インクルーシブサポーターの派遣	指導室	支援が必要な児童・生徒（障がいのある、外国につながるのがある、不登校等）に対し、教育をより一層充実させるために、必要に応じインクルーシブサポーターを小・中学校に派遣します。
79	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	指導室	特別支援学級に対する理解の促進を図るとともに、就学相談、外国籍等児童・生徒の指導や交流教育を促進します。
80	進路指導・キャリア教育の充実	指導室	中学2年生の一斉職場体験を行うとともに、小・中学校におけるキャリア教育を推進します。
81	学習指導等の工夫・改善	指導室	学習指導要領の趣旨を生かした授業力向上のための研修を様々な機会を通じて実施します。

No.	取組み	担当課	概要
82	児童・生徒指導の充実・強化	指導室	いじめ・不登校等、児童・生徒指導上の諸問題の解消に向けた取組みを積極的に行い、家庭・地域・関係機関との連携強化を図ります。
83	健康教育・安全教育の推進	指導室	体力づくり教育、生活安全教育、性教育・薬物乱用防止等を推進します。
84	人権教育・国際教育の充実	指導室	互いを認め、支えあう人間づくりを目指し、人権教育、国際教育の充実を図ります。
85	道徳教育の推進	指導室	学力だけでなく子どもの豊かな心を育むことを目指して、道徳教育の充実を図り、自然体験・奉仕体験・社会体験活動を積極的に実施します。
86	教育施設の整備・充実	教育総務課	小・中学校の既存施設や設備の整備・充実を図ります。
87	教育課題の把握・検討	教育開発センター	魅力ある学校づくり検討委員会を開催します。
88	各種研究・支援の充実	教育開発センター	確かな学力の充実に向けた研究・検討を推進するとともに、教育関係研究グループへの支援の充実を図ります。
89	各種情報の提供	教育開発センター	教育開発センター情報室・町ホームページ等を活用した情報提供の充実を図ります。
90	放課後学習「あすなろ教室」「ひのき教室」「かえで教室」の実施	指導室	放課後の時間に児童・生徒の学習支援を行い、自立学習に向けた学習習慣の確立を図ります。また、日本語での学習に課題のある外国につながる小学3・4年生に支援を実施します。
91	土曜寺子屋事業の実施	生涯学習課	小学3年生から中学3年生までを対象に、住民団体との協働により学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進します。
92	子育て支援「寺子屋くすくすの木」の実施	教育開発センター	不登校及び外国につながる児童生徒等に、学校外での多様な学びの場を提供し、日本語や基礎的学習及び活動プログラムなどの支援を行います。
93	ICTを活用した教育環境の整備・充実	教育総務課	国の「GIGAスクール構想」に基づき、ICTを活用した教育環境の整備・充実を図ります。

3 - (3) 食を通じた健康づくり

[基本施策]

①食育の推進

乳幼児期から思春期までは身体を作る大切な時期であり、「食」はその基本となるものです。また、家族で食卓を囲み、家族の一体感や安心感を伝えるような食体験は子どもの心発達にも大きく関係してきます。さらに子どもは「食」に関する様々な体験（野菜の栽培、収穫、調理等）を通じて、食べ物に対する関心や食べることへの意欲を高めていきます。幼児期からいろいろな食経験を積み重ねることで、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基本としての食を営む力が育まれるよう、関係機関と連携をとりながら、「食」を柱とした様々な取組みを推進します。

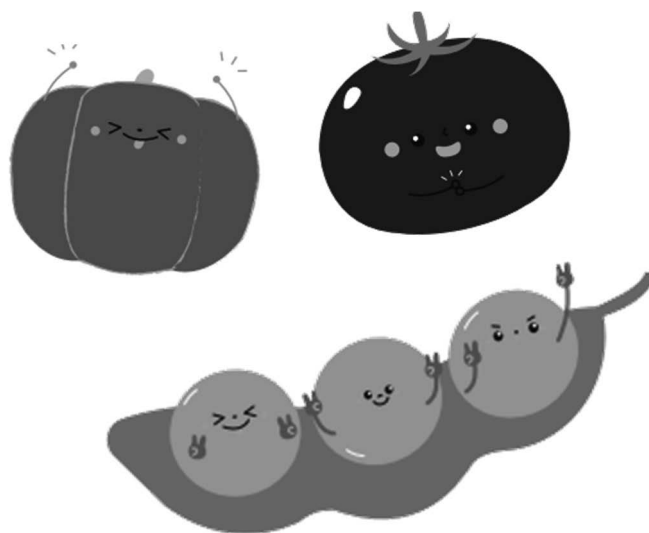
②地域の食材、郷土の味への理解

地産地消の考えを普及するために、地元産の農作物を使用した食事を通じて、食育の推進と郷土の伝統的な味への理解を促すとともに、学校給食・保育園給食においても、地元産の農作物を食材として積極的に利用します。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
94	保育園児の給食指導の実施	子育て支援課	園児に対して給食を通し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の基礎を培うよう指導します。
95	小・中学校児童・生徒の給食指導の実施	指導室・教育総務課	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のために、学校給食を通じ栄養のバランスのとれた栄養豊かな食事を提供し、健康の増進、体力の向上や正しい食事のあり方、望ましい食習慣を身に付けることや、好ましい人間関係の形成に向けた指導を行います。
96	保育園児の保護者の栄養指導・栄養相談の実施	子育て支援課	栄養指導、栄養相談等を行うことで、子どもにとっての適正量や味付け、調理形態などを知り、子どもとのふれあいを通して食への意識を高め、家庭での食事にも反映させ、家庭と保育園と連携して食育の推進を図ります。

No.	取組み	担当課	概要
97	巡回・出前栄養相談の実施	子育て支援課	地域の児童や保護者への食育の推進のため、地域に出向き巡回相談や出前栄養相談を行います。
98	学校保健と食育に関する指導の推進	指導室・教育総務課	小・中学校の安全で安心な学校給食の運営と学校保健、食育の指導を推進するとともに家庭・地域への情報発信を行います。
99	離乳食・幼児食相談の実施	健康推進課	離乳食・幼児食相談として離乳食・幼児食の展示や試食、相談を実施するとともに、随時、来所や電話での相談を実施し、離乳食・幼児食を通じた家庭の健康づくりを図ります。



4. 子育てと仕事を楽しく両立できる環境をつくる

4－（１）保育サービス等の充実

[基本施策]

①多様な保育サービスの提供

保育ニーズの多様化に対応し、病児・病後児保育や延長保育、ファミリー・サポート・センター等、ニーズに沿った形で、多様な保育資源の活用、協力促進を図りながら、保育サービスの充実に努めていきます。

また、保育サービスに関する情報提供を積極的に行うとともに、相談の窓口についても周知に努めるほか、保育士の確保を図るため、保育士の処遇改善等の支援に取組みます。

②認定こども園等の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供等の子育て支援を行っています。保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、全ての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者のニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。

また、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育事業についても普及を推進します。

あわせて、認定こども園、幼稚園および保育所等から小学校等への円滑な移行を目指し、引き続き連携を図ります。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
100	保育園の受け入れ体制の充実	子育て支援課	保留児童の解消に向けて、一部施設の改修や保育士の確保を図りながら、受け入れ体制を充実します。
101	延長保育の充実	子育て支援課	多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長を検討します。
102	保育士研修活動の充実	子育て支援課	乳幼児の保育に関する専門知識・技術のみならず、社会の動向把握、幅広い分野・領域の知識を習得し保育士の資質の向上を図るため、研修活動の質を高めるなど充実を図ります。

No.	取組み	担当課	概要
103	保育園施設の整備・充実	子育て支援課	園児が健康で安全に、良好な環境の中で過ごせるよう、保育ニーズ等を捉え、必要な施設整備を進めます。
104	一時保育の充実	子育て支援課	保護者の通院・高齢者の介護・断続的な勤務・資格の取得等に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育の充実を図ります。
105	認定こども園等への支援	子育て支援課	認定こども園の普及を推進するとともに幼稚園が認定こども園へ移行する場合や小規模保育事業等の整備が円滑に進むよう支援に努めます。また、小規模保育事業等において、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う「連携施設」の設定について、支援を行い提供体制の確保に努めます。
106	病児・病後児保育事業の実施	子育て支援課	病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に病院・保育所等で一時的に保育する病児・病後児保育事業を実施します。
107	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（提供会員）がお互いに助け合う事業であるファミリー・サポート・センターの周知を図るとともに、提供会員の増加に努めます。
108	一時預かり保育の充実	子育て支援課	幼稚園で実施している時間外の預かり保育の促進を図ります。



4－（２）子育てしやすい就労環境の整備

[基本施策]

①働き方の見直し啓発

男女がともに子育てに参加し、仕事と両立できるよう、育児休業制度の普及を進めるとともに、労働時間の短縮等、子育てのしやすさにつながる制度の充実を企業に呼びかけていきます。

②子育て後の就業支援

求人情報の提供、相談活動等を通じて、出産や育児のために退職した女性の再就職・再雇用を支援するとともに、企業への制度改革を呼びかけていきます。また、意識啓発により、子育てをデメリットに感じないような企業環境の創出を促します。

③男女共同参画に向けた意識啓発

固定的な性的役割分担意識をなくし、男女が共同して子育て等に参画できるよう、男女共同参画に向けた意識の啓発に努めます。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
109	労働法制度等情報の提供	商工観光課	育児・介護休業制度、その他の労働法制度、子どもが生まれた時の育児休業給付や保険料免除制度などの仕事と子育ての両立に関する支援施策、事例などの情報を収集し、「勤労あいかわニュース」や様々な機会を通して情報の提供を図ります。
110	再就職支援の促進	商工観光課	仕事と子育ての両立に向け、働きやすい環境づくりを企業等に呼びかけるほか、公共職業安定所と連携を図りながら、インターネット等による就職情報等の提供に努めます。
111	育児休暇などの取得の促進	商工観光課	ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間の配分や勤務形態の普及及び育児のための休暇を取得しやすい職場環境の整備などの啓発に努めます。

No.	取組み	担当課	概要
112	認定マーク（くるみんマーク等）※の周知と取得の促進	商工観光課	認定マーク（くるみんマーク・トライくるみんマーク・プラチナくるみんマーク等）の周知を図るとともに、認定マークの取得を促進します。
113	公共職業安定所等と連携した就労支援の実施	商工観光課	就労に関する情報を提供するとともに、公共職業安定所等と連携し、就労相談事業を実施します。
114	子育て世代への啓発	健康推進課	マタニティセミナーや家庭訪問指導の際に、夫婦が共に協力して家事や子育てを行うことの大切さについて啓発します。

※認定マーク

「くるみんマーク」・「トライくるみんマーク」

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定・トライくるみん認定）を受けて得ることができる子育てサポート企業の証。

「プラチナくるみんマーク」

くるみん認定またはトライくるみん認定を取得し、より高い水準の取組みを行った企業が、一定の要件を満たし、申請を行うことによって優良な「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の特例認定（プラチナくるみん認定）を受けて得ることができる子育てサポート企業の証。



5. 子ども、若者が安全に活動できるまちをつくる

5-（1）安全・安心な生活環境の整備

[基本施策]

①地域の防犯体制の充実

「地域の子ども、若者は地域で守る」という意識を高め、「犯罪のない、連帯感のある地域社会をつくる」ため、見守りや防犯指導、声かけ運動等の推進に努めます。また、子どもたちの緊急避難場所としての役割を果たす「こども 110 番の家」の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、協力者への情報提供に努めます。

また、夜間の防犯対策のために、防犯灯の不足している地域への設置、維持管理の促進を図ります。

②交通安全・事故防止の推進

幼児から小・中学校、青年期にわたる各年代に適合した交通安全教育の充実を図り、自分の安全は自分で守るという意識を啓発します。また、自転車の交通安全についても、交通安全教室を通じて、正しいルールを身につけ、モラルの向上に努めます。

③防災への備えと防災教育の推進

地震や台風、集中豪雨等、自然災害の脅威は常に存在します。保育園、小・中学校、児童館等既存施設の安全確認や整備・補修を進めます。また、万一の場合の備えとして避難訓練の実施、避難経路や避難場所の確保、情報提供等の体制の充実を図ります。

[主な取組み]

No.	取組み	担当課	概要
115	児童・生徒の安全 教育の充実	指導室・教育 開発センター	生徒・児童の安全を守るため、学校・地域と警察の橋渡し役としての「スクールサポーター制度」等を活用した安全教育を実施し、安全・安心の学校づくりに努めます。
116	地域防犯体制の 充実	住民協働課	子どもや若者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯パトロール事業等を行う地域防犯組織の育成や地域ぐるみで実施する防犯活動の推進と住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の増設や耐用年数を迎える防犯灯の更新を行うなど、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。 また、明るく安全な地域社会づくりを推進するため、地域の実情に応じた警察体制の整備を関係機関に要望します。
117	交通安全運動の 推進	住民協働課	子どもの交通事故を防止するため、通学路周辺における交通安全の推進を図ります。また、交通安全意識の普及と徹底を図るため、交通安全教室の開催や交通安全推進団体の育成・強化に努めるとともに、暴走行為の追放など住民総ぐるみの交通安全運動を推進します。 また、保育園・幼稚園児、新入学児童への交通安全啓発事業を推進します。
118	交通事故の未然 防止	住民協働課	安全対策を図るため、効果的な交通規制や交通安全施設の整備を図るとともに、必要に応じ関係機関に要望するほか、円滑な交通の妨げとなる路上駐車等の追放に向け、警察署との連携により指導強化に努めます。
119	自転車の安全利用 の推進	住民協働課	自転車の安全利用を推進するため、幼児・児童の自転車乗車時のヘルメットの着用や、幼児二人同乗用自転車の周知・情報提供に取組みます。また、自転車交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守やマナーの向上を図ります。
120	交通事故の被害 軽減	住民協働課	自動車に乗車中の乳児を交通事故から守るため、チャイルドシートの装着や、幼児・児童の自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、交通事故に遭った際の被害の軽減を図ります。

No.	取組み	担当課	概要
121	防災意識の向上に向けた取組み	関係各課	保育所においては毎月1回、小・中学校においては年2回から3回程度、災害を想定した避難訓練を行っています。また、小学校BLS授業や、中学生での普通救命講習、町の災害ボランティア団体による防災・減災教室を通じ、防災意識の向上に努めます。



5－（２）子育てバリアフリーの促進

〔基本施策〕

①公共施設等のバリアフリー化の推進

子ども連れやベビーカーでも安心して歩けるよう、ユニバーサルデザイン化及び既存歩道の拡幅や段差解消等、公共施設のバリアフリー化を推進します。また、商業施設等の男女トイレにベビーシートやベビーキープ等の設置のほか、託児スペースの確保等、子育て支援設備の普及を促進するとともに、地域で互いが助け合うことができる「心のバリアフリー」を推進します。

②健全な子育ての支援

地域との連帯により、子どもに対するいじめや虐待の兆候等の早期発見に努めます。また、保健師等による訪問指導の強化をはじめ、主任児童委員や児童相談所との連携により早期・的確な対応を図ります。

また、子どものSOS発信を見逃さないよう、乳幼児健診や、子育て支援センター、保育園、幼稚園、学校等が連携して、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

〔主な取組み〕

No.	取組み	担当課	概要
122	公共施設等のバリアフリー化	関係各課	妊産婦、乳幼児連れの方等、全ての人が安心して外出できるよう道路、公園、公共施設の建築物等におけるユニバーサルデザイン化や段差解消などのバリアフリー化を推進します。
123	子育てにやさしいトイレ等の整備	関係各課	公共施設等において、子どもサイズの便器、手洗い等のトイレ整備やベビーベッド、授乳室の整備など安心して利用できる施設整備を推進します。

No.	取組み	担当課	概要
124	児童虐待防止 ネットワークの 推進	子育て支援課	児童虐待の早期発見及び未然・再発防止、さらには、所在不明児の対応については、厚木児童相談所や厚木保健福祉事務所をはじめとする福祉・保健・医療・教育等の関係機関を構成員として設置している要保護児童等対策連絡協議会により児童虐待の防止に努めます。 また、それぞれの特性を生かしながら、児童及び保護者への支援と適切なフォローを実施するとともに、迅速かつ適切な対応が行えるよう、児童虐待防止ネットワークの強化・充実を図ります。
125	ヤングケアラー への支援	子育て支援課	ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、関係機関と連携しながら、適切な支援を図ります。

？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/>) (参照 2024-10-28)

6. 子どもが夢や希望を持って成長できる環境をつくる(子どもの貧困対策推進計画)

6 - (1) 生活支援の推進

[基本施策]

①妊娠・出産期における支援の充実

心身ともに健やかな妊娠・出産期を過ごせるように、妊娠による母体の変化や胎児の成長について正しい理解を深めるため、妊婦訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業等を実施し、相談体制の充実を図ります。

②保護者への経済的支援

家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じた各種手当の支給や助成、サービス利用料の減額・免除等の経済的な支援に努めます。

③生活環境向上への支援

子どもと保護者が、社会的に孤立することなく、必要な支援を受けられるよう、生活上の様々な問題に関する相談・支援に取り組むとともに、子どもの将来の社会的・経済的自立を支援します。

保護者の自立と生活の安定を図るため、就職情報の提供等保護者の就労を支援します。

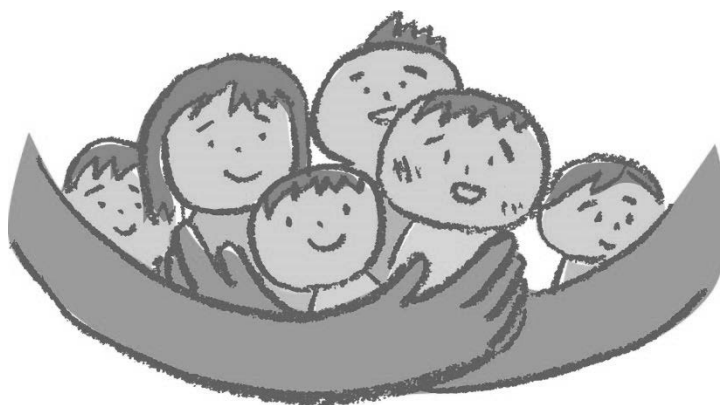
[主な取組み] <再掲> No. () は、施策 1～5 の取組みNo.を記載

No.	取組み	担当課	概要
126 (4)	家庭児童相談・ 教育相談の充実	子育て支援課 ・教育開発セ ンター	家庭における児童の養育や人間関係、学校生活の悩みや問題等に関する相談を専門の相談員が対応できる体制を整備して、相談者とともにその解決方法を探っていきます。
127 (20)	子育て世代包括支 援センター事業(母 子保健型)の実施	健康推進課	「妊娠・出産・子育て総合相談窓口」として、妊産婦と乳幼児とその保護者を対象に、保健師・助産師等の専門職が様々な相談に応じます。
128 (22)	妊婦訪問指導・ 各種相談の実施	健康推進課	妊娠届出時の面接や医療機関からの連絡等により、支援が必要と思われる妊婦に対し、助産師等が訪問して、妊婦の生活指導や精神的支援を行うとともに、異常の発生予防あるいは早期発見に努め、安定した妊娠・分娩経過をたどれるように支援します。

No.	取組み	担当課	概要
129 (32)	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施	健康推進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する相談や情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげていきます。
130 (46)	児童手当の支給	子育て支援課	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している方に手当を支給することにより経済的負担の軽減を図ります。
131 (47)	児童扶養手当の支給	子育て支援課	父母の離婚、死亡などにより、両親と生計を同じにしていない18歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。
132 (48)	各種医療費助成制度の周知	子育て支援課ほか	小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、障害者医療費助成事業、養育医療、育成医療、小児慢性特定疾患医療、自立支援医療制度等により、医療費の負担軽減を図るための支援制度があり、これらの制度の利用について、対象者への周知に努めます。
133 (49)	小児医療費助成事業の実施	子育て支援課	0歳児から高校生年齢までの児童・生徒の通院及び入院にかかった費用のうち、公的医療保険診療分の自己負担分を助成します。（所得制限なし）
134 (54)	幼児教育・保育の無償化の実施	子育て支援課	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償とすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
135 (55)	実費徴収に係る補足給付事業の実施	子育て支援課	認定こども園や幼稚園等において実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助します。

No.	取組み	担当課	概要
136 (56)	母子・寡婦福祉資金貸付制度の周知	福祉支援課	母子家庭及び寡婦家庭の生活の安定と、その児童や家族の福祉の向上を図るため、県では母子・寡婦福祉資金の貸付を行っており、この制度の利用について、対象者への周知に努めます。
137 (57)	ひとり親家庭等医療費助成事業の実施	子育て支援課	母子家庭または父子家庭、養育者家庭に対し、公的医療保険対象となる医療費の自己負担分について助成します。（年齢・所得制限あり）
138 (58)	上水道基本料金の助成	福祉支援課	児童扶養手当等受給世帯（町営水道使用世帯）について、水道料金の基本料金とその消費税分を町が助成します。
139 (59)	母子・父子家庭等福祉手当の支給	福祉支援課	義務教育修了前の児童・生徒と同居し、扶養している母子・父子世帯に対して手当を支給し、母子・父子家庭の経済的支援に努めます。
140 (60)	母子・父子家庭生活援助費の助成	福祉支援課	ひとり親家庭に対してホームヘルプサービスの利用料金を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
141 (61)	支援施策・制度の情報提供の充実	子育て支援課ほか	ひとり親家庭等の支援施策・制度についての情報を容易に入手しやすく分かりやすく提供します。
142 (62)	必要な援護制度の検討	福祉支援課	ひとり親家庭の実態やニーズの把握に努め、必要な援護制度を検討していきます。
143 (69)	特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を養育している家庭に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。
144 (75)	放課後児童対策の充実	生涯学習課	町内在住の小学生を対象に、放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、児童館等において「かわせみ広場」を実施するとともに、保護者の就労等の理由により、帰宅後に家庭において適切な保護を受けられない小学生を対象に「放課後児童クラブ」を運営し、両事業の連携を図るとともに充実に努めます。
145 (100)	保育園の受け入れ体制の充実	子育て支援課	保育園入園希望者が増加している中で、一部施設の改修、異年齢児の合同保育などを通して、受け入れ体制を充実します。

No.	取組み	担当課	概要
146 (110)	再就職支援の促進	商工観光課	仕事と子育ての両立に向け、働きやすい環境づくりを企業等に呼びかけるほか、公共職業安定所と連携を図りながら、インターネット等による就職情報等の提供に努めます。
147 (124)	児童虐待防止 ネットワークの 推進	子育て支援課	児童虐待の早期発見及び未然・再発防止、さらには、所在不明児の対応については、厚木児童相談所や厚木保健福祉事務所をはじめとする福祉・保健・医療・教育等の関係機関を構成員として設置している要保護児童等対策連絡協議会により児童虐待の防止に努めます。 また、それぞれの特性を生かしながら、児童及び保護者への支援と適切なフォローを実施するとともに、迅速かつ適切な対応が行えるよう、児童虐待防止ネットワークの強化・充実を図ります。



6 - (2) 教育支援の推進

[基本施策]

①学校をプラットフォームとした総合的な支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学支援等に取り組めます。

[主な取り組み] <再掲> No. () は、施策 1～5 の取り組みNo.を記載

No.	取り組み	担当課	概要
148 (17)	教育相談関連事業の充実	教育開発センター	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による児童・生徒のカウンセリングや保護者、教職員からの相談に応じます。
149 (53)	要保護・準要保護児童生徒就学援助費助成の実施	教育総務課	経済的に困窮している小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、等しく教育を受ける機会を設け、義務教育の充実に努めます。
150 (68)	特別支援教育就学奨励費の支給	教育総務課	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得に応じ、就学に必要な経費の一部を支給します。
151 (79)	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	指導室	特別支援学級に対する理解の促進を図るとともに、就学相談、外国籍等児童・生徒の指導や交流教育を促進します。
152 (80)	進路指導・キャリア教育の充実	指導室	中学2年生の一斉職場体験を行うとともに、小・中学校におけるキャリア教育を推進します。
153 (90)	放課後学習「あすなろ教室」「ひのき教室」「かえで教室」の実施	指導室	放課後の時間に児童・生徒の学習支援を行い、自立学習に向けた学習習慣の確立を図ります。また、日本語での学習に課題のある外国につながる小学3・4年生に支援を実施します。
154 (91)	土曜寺子屋事業の実施	生涯学習課	小学3年生から中学3年生までを対象に、住民団体との協働により学習支援や体験学習を実施し、地域で子どもを育てる環境整備を推進します。
155 (92)	子育て支援「寺子屋くすくすの木」の実施	教育開発センター	不登校及び外国につながる児童生徒等に、学校外での多様な学びの場を提供し、日本語や基礎的学習及び活動プログラムなどの支援を行います。

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策（子ども・子育て支援事業計画）

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

この区域については、第2期計画までと同様に、町全体を単一の区域として設定し、「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の計画期間の必要量の見込みと確保の内容を定めます。

2. 教育・保育の認定について

子ども・子育て支援法では、教育・保育に関する施設等の利用にあたって、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があり、保護者の申請を受けた市町村が保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなっています。認定区分は次の1号～3号の区分で行われます。

【教育・保育の認定区分】

認定区分	対象者	利用先	区域
1号認定	満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園	町内全域
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、認定こども園	
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、認定こども園、小規模保育等	

3. 「量の見込み」等を算出する項目

【事業の一覧】

区分	対象施設・事業
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園
地域型給付	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（私学助成）・幼稚園における預かり保育・認可外保育施設等

【地域子ども・子育て支援事業】

事業名	区域
①利用者支援事業（子育て世代包括支援センター事業）	町内 全域
②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
③妊婦健康診査	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧一時預かり事業（幼稚園における在園児対象、保育所その他の場所での一時預かり）	
⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
⑭子育て世帯訪問支援事業	
⑮児童育成支援拠点事業	
⑯親子関係形成支援事業	
⑰妊婦等包括相談支援事業※	町内 全域
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※	
⑲産後ケア事業※	

※ 令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された、新規三事業。

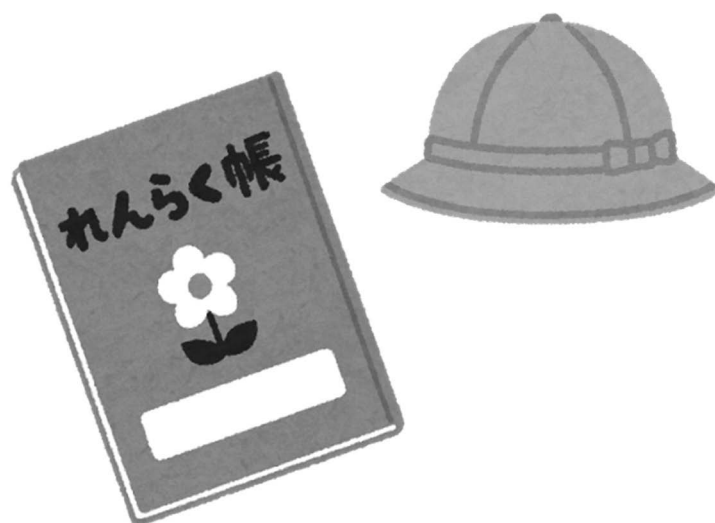
4. 人口推計について

子ども・子育て支援事業の計画期間の必要量の見込みを算出するため、計画期間における0歳から11歳までの子どもの人口を、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法※により推計しています。

(単位：人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	185	187	189	189	191
1歳	192	195	197	199	199
2歳	207	201	204	206	208
3歳	201	208	202	205	207
4歳	219	209	217	211	214
5歳	210	219	209	217	211
6歳	238	213	222	212	220
7歳	243	244	218	227	217
8歳	271	248	249	222	231
9歳	297	271	248	249	222
10歳	268	299	273	250	251
11歳	296	270	301	275	252

※コーホート変化率法…各年齢について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



5. 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【量の見込みと確保の内容】

(单位:人)

		1号認定	3 - 5歳		0歳	1歳	2歳	
			2号認定		3号認定			
			教育希望が強い	左記以外				
令和7年度	②確保の内容	①必要量の見込み	237	162	215	38	90	110
		幼稚園・認定こども園・保育園	137	506		28	64	90
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	100	—		—	—	—
		小規模保育	—	—		15	18	20
		幼稚園における預かり保育	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—		—	8	—
		合計	237	506		43	90	110
		過不足②-①	0	129		5	0	0
令和8年度	②確保の内容	①必要量の見込み	239	163	217	39	92	110
		幼稚園・認定こども園・保育園	139	506		28	66	90
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	100	—		—	—	—
		小規模保育	—	—		15	18	20
		幼稚園における預かり保育	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—		—	8	—
		合計	239	506		43	92	110
		過不足②-①	0	126		4	0	0
令和9年度	②確保の内容	①必要量の見込み	236	161	214	41	94	113
		幼稚園・認定こども園・保育園	136	417		21	71	99
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	100	—		—	—	—
		小規模保育	—	—		15	18	20
		幼稚園における預かり保育	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—		5	5	—
		合計	236	417		41	94	119
		過不足②-①	0	42		0	0	6
令和10年度	②確保の内容	①必要量の見込み	238	162	216	42	97	115
		幼稚園・認定こども園・保育園	138	417		22	74	99
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	100	—		—	—	—
		小規模保育	—	—		15	18	20
		幼稚園における預かり保育	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—		5	5	—
		合計	238	417		42	97	119
		過不足②-①	0	39		0	0	4
令和11年度	②確保の内容	①必要量の見込み	238	162	216	43	98	116
		幼稚園・認定こども園・保育園	138	417		23	75	99
		新制度に移行しない幼稚園（私学助成）	100	—		—	—	—
		小規模保育	—	—		15	18	20
		幼稚園における預かり保育	—	—		—	—	—
		企業主導型保育施設（地域枠）	—	—		5	5	—
		合計	238	417		43	98	119
		過不足②-①	0	39		0	0	3
算出方法	必要量：1号認定、2号認定は二ズ調査による推計値 3号認定は年齢別人口推計に、令和6年度の実績値に直近3年間の伸び率を乗じた。 確保の内容：新たな施設の開所による定員の増加は見込んでおらず、認可保育所1施設が閉所するため、令和9年度からの定員は3号認定や2号認定の受け入れ状況を踏まえながら設定。							
【0～2歳児童の保育利用率】								
区 分		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年		
推計人口（0～2歳）		584	583	590	594	598		
確保の内容（定員数）		243	245	254	258	260		
保育利用率		41.6%	42.0%	43.1%	43.4%	43.5%		

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援の充実のため、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた次の16事業を、地域の実情に応じて行います。

①利用者支援事業

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や子育てについての相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
基本型	必要量の見込み	1	1	0	0	0
	確保量	1	1	0	0	0
地域子育て 相談機関	必要量の見込み	0	0	1	1	1
	確保量	0	0	1	1	1
こども家庭 センター型	必要量の見込み	0	0	1	1	1
	確保量	0	0	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

お子さん（主に乳幼児）とその保護者の交流の場の提供と、子育てについての相談、親子遊びの催し等の子育て支援を目的とした事業です。

(単位：年間延べ人数)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
実施箇所数	1	1	1	1	1
必要量の見込み	8,529	8,564	8,557	8,620	8,641
確保量	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
算出方法	必要量：直近の利用実績に人口推計の増減率を乗じた。 確保量：年間受入可能延べ人数				

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	185	187	189	189	191
確保量	185	187	189	189	191
算出方法	0歳児の人口推計を妊婦数と見込む。				

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	185	187	189	189	191
確保量	185	187	189	189	191
算出方法	0歳児の人口推計を使用した。				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	24	24	25	25	25
確保量	24	24	25	25	25
算出方法	直近の訪問実績から、0歳児の人口推計の1.3割とした。				

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを対象に児童養護施設等で必要な保護を行う事業です。保護者のニーズに対応するため、実施に向けた検討を進めます。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。 確保量：令和7年度中の事業実施に向けて検討します。 施設数：1施設				

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、お子さんの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(単位：年間延べ人数)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	22	22	22	22	22
確保量	22	22	22	22	22
算出方法	直近の利用実績から推計した。				

⑧一時預かり事業

就労、冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュ等、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、幼稚園、保育所等において、一時的にお子さんを預かる事業です。

【幼稚園型】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（単位：年間延べ人数）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	3,430	3,462	3,419	3,446	3,440
1号認定	1,273	1,285	1,269	1,279	1,277
2号認定	2,157	2,177	2,150	2,167	2,163
確保量	3,430	3,462	3,419	3,446	3,440
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。				

【幼稚園型以外】

保育所その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

（単位：年間延べ人数）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
確保量	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
算出方法	直近5か年の利用実績から推計した。				

⑨延長保育事業

通常の保育時間（11時間）の前後に、保育所等において保育を実施する事業です。多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長を検討します。

（単位：人）

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	39	39	39	39	39
確保量	0	0	39	39	39
算出方法	必要量：令和6年度の必要量を使用した。 確保量：令和9年度実施に向けて検討します。				

⑩病児保育事業

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に病院・保育所等で一時的に保育する事業です。

(単位：人)

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	8	8	8	8	8
確保量	8	8	8	8	8
算出方法	必要量：ニーズ調査による推計値を使用した。 確保量：最大受入可能人数 施設数：1施設				

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により、昼間保護者が家庭にいない小学生のお子さんを対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	233	219	213	207	208
1 年生	99	89	93	89	92
2 年生	80	80	71	74	71
3 年生	46	42	42	37	39
4 年生	8	8	7	7	6
5 年生	0	0	0	0	0
6 年生	0	0	0	0	0
確保量	220	220	220	220	220
算出方法	必要量：年齢別推計人口に、直近 3 か年の学年別放課後児童クラブ入所申請率の平均を乗じた。 確保量：放課後児童クラブの定員数				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園や保育所等に対して保護者が支払うべき、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(単位：人)

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	30	30	30	30	30
確保量	30	30	30	30	30
算出方法	町内幼稚園 1 園の補足給付事業対象者数を合計30人と見込む。				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

認定こども園や保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて施設の設置又は運営を促進するとともに保育の質を確保します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を行う事業です。

(単位：年間延べ人数)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
必要量の見込み	24	24	24	24	24
確保量	24	24	24	24	24
算出方法	直近の支援が必要とされる家庭割合を人口推計に乗じた。				

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い等）を抱える児童等に対して、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。子どもの居場所づくりの観点からも、事業実施のための研究を進めます。

⑯親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。事業実施のための研究を進めます。

[令和6年子ども・子育て支援法改正による新規三事業]

⑰妊婦等包括相談支援事業

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

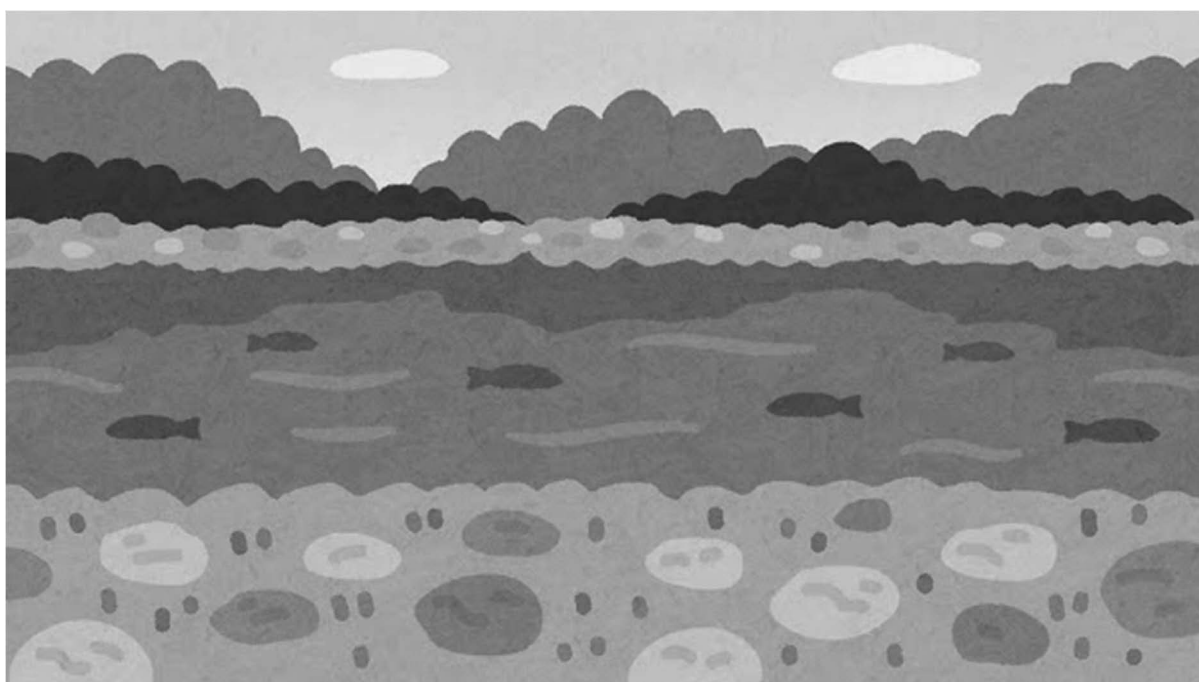
⑲産後ケア事業

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された新規三事業については、制度創設から本計画の始期までの期間を踏まえ、策定時に見込み等を設定することが困難であるため、中間年見直しに際し設定することとします。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

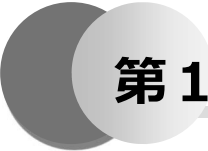
幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の負担軽減や利便性等を考慮し、公正かつ適正な給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の情報提供や、指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県との連携を図ります。



第4部 計画の推進





第1章 計画の推進体制

1. 計画推進・進行管理体制の整備

本計画が目標の実現に向かって着実に推進されるよう、庁内の連携及び町民との協働による計画の推進及び進行管理のための体制を整備することが重要です。

(1) 体制の整備

① 庁内関係部門における連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉分野の所管部門はもとより、教育、環境、まちづくり等、庁内の幅広い分野における関係部門で相互に連携を図ります。

② 計画推進組織の運営

本計画に基づく施策・事業の進捗状況のチェック及び実施後の施策の評価、推進を行う子ども・子育て会議を運営し、庁内組織との連携のもとに検討を行うほか、必要に応じた計画の見直し等を行います。

③ 計画の普及と全町的な取組みの促進

本計画の目標や施策の内容等について、広く町民に情報提供するとともに協働による計画の推進に努めます。

2. 関係機関相互の連携促進

本計画の推進は、まちづくりのあらゆる要素を含んだ活動全般の活性化が必要であり、計画目標の実現のためには行政だけでなく、各種の関係機関・団体等との相互連携が不可欠です。

このため、子どもに関する各種情報の共有や研究活動の推進、サービスを提供する民間事業者の育成等に努める必要があります。

町内にある子どもや子育てに関わる組織や団体について、その活動内容等の把握及び情報の整理を行い、事業を展開する上で連携が図りやすい体制づくりに努めます。

資料編

1. あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）策定経過

年月日	内 容
令和5年11月9日	令和5年度第1回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）の策定スケジュールについて
令和6年2月1日 ～2月29日	アンケートによるニーズ調査 （配布数：町民1,200世帯）
2月22日	令和5年度第2回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）の策定に向けてのニーズ調査及び今後のスケジュールについて
6月27日	第1回あいかわ子ども・子育てプラン策定ワーキンググループ会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）骨子について
7月11日	令和6年度第1回愛川町子ども・子育て会議 ・アンケート調査結果について ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）骨子について
9月20日	第2回あいかわ子ども・子育てプラン策定ワーキンググループ会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）素案について
9月30日	愛川町あいかわ子ども・子育てプラン策定検討委員会 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）素案について
11月14日	政策調整会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）策定について
11月18日	行政経営会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）策定について
12月12日	令和6年度第2回愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）について（諮問） ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）（案）について
12月24日	令和6年度愛川町子ども・子育て会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）（案）の答申について
令和7年1月14日	政策調整会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）（案）のパブリック・コメント手続きについて
1月20日 ～2月10日	パブリック・コメントの実施（計画案の公表及び意見の募集） ・計画案、計画案（概要版）
2月17日	行政経営会議 ・あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）の確定について

2. 子ども・子育て会議

愛川町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第17号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、愛川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 公募による町民等

(2) 関係団体等の代表者

(3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、子育て支援事務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子

育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

※以下略

愛川町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

選 出 区 分	氏 名	選 出 母 体
公募による町民等	内藤 愛華	公募委員
	曽根 麻未	公募委員
関係団体等の代表者	荒井 英明	神奈川県内陸工業団地協同組合
	染木 清子	愛川町子育て支援ボランティアグループ 「いちごの会」
	中村 和久	町内医師会
	和田 力	町内歯科医師会
	小島 美鶴	愛川町民生委員児童委員協議会
	石井 康弘	社会福祉法人 愛川町社会福祉協議会
	大貫 伸久	町内幼稚園
	前盛 朋樹	愛川町立小学校長会
関係行政機関の職員	小森 和光	神奈川県厚木児童相談所
	横溝 由佳	神奈川県厚木保健福祉事務所

あいかわ子ども・子育てプラン（第3期）

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画（母子保健計画）
子どもの貧困対策推進計画

発行：令和7年3月 愛川町
編集：愛川町民生部子育て支援課
〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1
電 話：046-285-2111（代表）
<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp>